

第百六十九回
会

参議院經濟産業委員会會議録第十一号

平成二十年五月二十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

前田 武志君

補欠選任

森田 高君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山根 隆治君

鈴木 陽悦君

藤末 健三君

増子 輝彦君

加納 時男君

松村 祥史君

下田 敦子君

直嶋 正行君

中谷 智司君

姫井由美子君

藤原 正司君

前田 武志君

森田 高君

渡辺 秀央君

萩原 健司君

塚田 一郎君

古川 俊治君

丸川 珠代君

松 あきら君

山本 香苗君

松下 新平君

甘利 明君

国務大臣

経済産業大臣

副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

農林水産大臣官房審議官

経済産業省産業技術環境局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁省エネルギー部長

資源エネルギー庁資源・燃料部長

国土交通省住宅局長

環境大臣官房審議官

環境省水・大気環境局長

参考人

株式会社コスト削減総合研究所取締役社長

UIゼンセン同盟常任中央執行委員・政策局長

照明デザイン・株式会社石井幹子デザイン事務所代表

新藤 義孝君

中野 正志君

萩原 健司君

山本 香苗君

山田 宏君

佐々木昭博君

石田 徹君

望月 晴文君

上田 隆之君

北川 慎介君

和泉 洋人君

谷津龍太郎君

竹本 和彦君

村井 哲之君

中村 善雄君

石井 幹子君

東京工業大学統合研究院教授 柏木 孝夫君

本日の会議に付した案件

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(山根隆治君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案の審査のため、四名の参考人から御意見を伺います。

本日御出席いただいております参考人の方々を御紹介申し上げます。

まず、株式会社コスト削減総合研究所取締役社長村井哲之参考人でございます。

次に、UIゼンセン同盟常任中央執行委員・政策局長中村善雄参考人でございます。

次に、照明デザイン・株式会社石井幹子デザイン事務所代表石井幹子参考人でございます。

次に、東京工業大学統合研究院教授柏木孝夫参考人でございます。

この際、参考人の方々に委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様からの忌憚ない御意見を拝聴し、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、お一人十五分程度で村井参考人、中村参考人、石井参考人、柏木参考人の順に御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えをいただきます。また、御発言の際は、その都度委員長の許可を得ることになっておりますので、御承知おきください。

なお、参考人、質疑者とも御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず村井参考人をお願いいたします。

○参考人(村井哲之君) 皆さん、おはようございます。先ほどは緊張の余り座ったままあいさつをしましたので、改めて、皆さん、よろしく御願いします。村井と申します。

私は、前者、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案の参考人として意見を述べさせていただきます。

私は、現在、全国の工場を除くいわゆる業務部門と言われるスーパーマーケット、遊技場、病院、ホテル、旅館、約三百社、一千四百施設において電気使用状況のリアルタイムでの見える化とそこで働く従業員の方々に対する省エネ意識育成プログラムを通じて、昨年一年間で電力使用量を一億五千万キロワットアワー、CO₂換算で約六万トン削減した会社の経営者でございます。

今日はお手元の二つの資料を使って自分の意見を述べさせていただきます。こちらの資料、こちらをめくりながら聞いていただければうれしいと思います。それから、参考資料が二枚あります。よろしく御願いしたいと思います。

よって、本日の参考人としての意見の中心は、今回の省エネ法改正に際して、現在弊社が行っているような省エネ支援サービスの中身が様変わりし、自家発電機を導入したり使用電力量の少ない

機器に入れ替えたりする機器導入型から、エネルギー利用の無駄を省いて節約する効率向上型へ転換しつつある現実を理解いただき、つまり、世の中には指一本でできる省エネが確実に成果を上げている企業の現場とそれを支援する会社があることを知っていただき、両者が省エネルギーを通じて国民経済の健全な発展に寄与できる視点と施策を盛り込んだ法整備を行っていただきたいということです。

コスト削減総合研究所とは、人の意識に着目し、そこに経費、効率化意識を目覚めさせ育成し、エネルギーコストの最適化、つまり省エネルギーを通じて人も会社も元気にすることを総合的に研究、実践している日本唯一のカンパニーと理解いただければうれしく思います。

では、早速、一ページ目をめくっていただけないでしょうか。

今回のエネルギーの合理化に関する法律の中の改定案、連鎖化事業者への法の適用、これは成果が見込めるという意味ですばらしいことだと思います。弊社は自然な流れの中でこの省エネ、経営資源を集中していました。ここで、人の意識に着目し、現場の隅々までが理解できる省エネ施策を実行してきました。

理由は二つあります。いわゆるチェーンストアにおいては、一店舗での省エネ成果の全店の共有化により、チェーン全体で大きな省エネ効果が得られる点があります。また、機械でやるのではない、エネルギー利用の無駄を省いて節約する効率向上型省エネの場合、店舗間競争により、より高いレベルの省エネルギーを実現することができるところから、チェーン全体において、結果、我々のような省エネ事業者も成長することができ、お客様が増えますから。こういうことが実際にあります。

では、我々が考える人の意識に着目し、現場の隅々までが理解できる省エネ施策とは一体何なのかというお話をしたいと思います。

この連鎖型事業者、いわゆるチェーンストア、

これは労働集約的産業の典型でございます。よって、省エネルギー対策を傍観することができない人員は一人も存在しないと考えます。よって、現場におけるすべての人員が高い意識、これは省エネ意識、省コスト意識、経費効率化意識、それから省CO₂意識を持つて活動するべきであると考ええます。つまり、人の意識を変えることによる無駄取りによる労働生産性のアップ、これがポイントになると考えています。ですから、これも最後の方で述べますけれども、人の力を最大限に引き出す法改正となることを希望します。

人の意識を変えることによる無駄取りの活動だけで平均的に五％から一〇％も省エネは可能です。中心は電気使用量の削減です。我々はこのことを一現場で証明してきました。そこにグラフがあります。これはあるスーパーマーケットさんが、パートさんの省エネ意識が変わったときにどんな成果が表れるかと。一〇％の電気の無駄が現場から取れていることを証明した資料でございます。一千現場の実績がありますんで、スーパーさんにおいては、人の意識が変われば一年前と比べて六％から八％のエネルギーの無駄を取ってきました。それから、遊技場では一〇％から一四％の無駄を取ってきました。スーパーさんで最大は二〇％の削減を実現しています。遊技場においては四〇％という実績があります。

この秘密はどこにあるのかと。次のページをめくってください。

ポイントはエネルギー利用状況の見える化の仕組みと省エネ意識育成のプログラム、意識育成と可視化、これがポイントになります。

見える化の仕組みに関しては右の方に書いてあります。ふだん意識していない現場の電気利用状況をリアルタイムでいつでも、どこからでも、だれでも見える仕組みです。それから、決められた目標を超えそうになりますと従業員の携帯にメールが飛んできて、このまま使っていると目標を超えますよと。この二つの機能があればできます。パソコンを開けばだれでも今の電気の利用状況が分かる

と。ですから、そこに一日グラフ、一週間のグラフ、月間のグラフ、こういったものが見えることがまず大前提です。その上で、省エネのプログラム、意識育成の。現場での問題提起と課題解決を従業員自ら進めることができる意識を根付かせる現場のコンサルティングと、ここでは二つの理論を使っております。人は見えると気が付きます。気が付くと考え、対話をします。そうすると行動が変わると。

それから、全従業員の意識変革は、これは簡単ではありません。ですから、イノベーター理論を使って、まずその現場において二・五％の革新的イノベーターを作ります。その上で二・五％のオピニオンリーダーを育てると。要は、二割の現場の方々の意識を変えさせる、これだけで現場は変わります。

さて、この人の力を最大限に引き出す施策です。まず、サービスを受ける側に関して望むことがあります。前提は、人の意識に着目した省エネ、省コスト活動はうまくいかないということが大前提にあります。継続しないと。

理由は二つあります。右上を見てもらって分かると思いますけれども、これが普通のPDCAです。これは普通回らなくなります。チェック、アクションメント、アセスがなされなくなります。それから、左の下のPDCA、問題解決のPDCA、これには気付いていない企業さんが非常に多いです。気付いていても、やはりここでもアクション、アセス、評価がされなくなります。こういったことを踏まえて、人の力を最大限に引き出す施策、これはチェーンストアにおいて、ここはやっぱり原料高、コスト増による低収益型産業になつてしまっています。ですから、省エネルギー教育とかコンサルティングサービス活用に対して実行するための補助金制度を望みます。それから、テナントさんがこういったことをしたいと言っても、ビルオーナーさんが計測器を付けることを拒みます。これも阻害要因です。これを排除

するための施策を望みます。それから、成果とか効果の評価、アセス、これの原資補助を望みます。

実は、私どものコンサル先に、二十店舗で全員が省エネ活動に取り組みまして、四千万円のコスト削減を実現しました。二千万円を従業員に返しまして、二千万円を地元の福祉団体に寄附しました。従業員が本心に誇りを持って仕事をしようになりました。省エネ意識が完全に現場に根付きまして、二年たつてもすばらしく省エネできる現場が実現しています。それから、中国では省エネに貢献すると政府から表彰制度があります。実際、私どもの仕組みで、今中国で政府から表彰されることをねらって活動が始まろうとしています。

これがサービスを受ける側です。

それから、我々の方では、サービスを提供する側、これを充実させるための施策に関しては、ポイントは、経済の健全な発展を視野に入れた法整備だと考えています。要は、省エネ事業者が活発に活動ができる土壌づくりを是非お願いしたいというふうに思います。

省エネ事業者はみんな今苦しんでいます。原料価格が変動して、高騰しています。電気料金に関しては、一年前を一〇〇とすれば、現状は一〇七から一〇八、八％も増えています。ですから、実はビジネスモデルがもう崩壊しているんです。導入後に、導入前の一年と比べて下がる年間のエネルギーコストの半分を一定期間支払するというモデルがもう実際には実現しないんです。例えば、省エネシステムを一千万円で導入しました、六年以上で毎月十六万円払いますと、電気代削減が以前二十五万だったものが今十六万しか、十七万しか下がってませんということです。省エネに貢献できない、こういう現実があります。

それから、省エネ目的の財・役務提供に対する補助、優遇措置も望みたいと思います。財・役務提供による省エネルギー効果に応じた税制の優遇です。省エネルギー事業者減税。頑張っ

ネ、CO₂を削減した事業者がどんどんやる気になるといいますか、そういったインセンティブを考えていただきたいと。それから、役務提供時の資金調達補助です。ファンドの組成をこの省エネに關してもっと柔軟に考えていただきたいというふうなものを望んでおります。

それから、人の力を現場で最大限に引き出すと副産物が出てきました。実は我々は、職場の省エネを職場に家庭の意識を持ち込むことで実現しようともろんだんです。実はその逆のことが起こりました。職場で身に付けた省エネ意識を主婦を中心に自宅で実践するようになりまして、職場と家庭の省エネに關するインタラクティブな關係がたぐさんの現場で実は起こっております。特に流通業は非常に従事者が多い産業でございます。ウォルマートは従業員が六十万人もいます。ですから、彼ら、彼女たちが職場で省エネ意識が芽生え、それが家庭につなげていくということを我々は我々には実際に実現してきています。

今まで私が言ってきた省エネ支援サービスの中身の様変わりや裏付ける参考資料を二つ見てくださいます。

一つは、五月十三日の日経産業新聞の記事です。機器導入から効率向上へ、省エネ支援サービス、電力消費量見える化、中堅流通など対象と。くしくも、新聞社自身がこの中で言っています、エネルギー単価の上昇が続き、設備に多額の資金を使う従来型モデルでは省エネ効果を出しにくくなっている。スーパードの方も言っています、機器の入れ替えについては先行して実施した大手の店舗で成功したとの話は聞かない。もう一社のスーパードは、三年前、空調や冷蔵ショーケースで使う電力を制御する機器を実験的に導入したものの、効果がほとんど得られず取組が頓挫していたと。それから、上場している省エネ事業者も言っています、従来型の機器導入による省エネサービスは限界にきていることを認めると。

いずれのスーパードも、電力の利用状況を三十分置きに確認する測定器を導入、設定した電力利用

目標値を上回りそうになると店長の携帯電話に報告が届く仕組みとか、計測器を導入して電力消費量見える化したとか、何か聞いたような話を書いています。実は、当社の社名はここに出ていませんけれども、二社とも弊社のコンサル先でございます。省エネは効率向上型の時代であるということが、弊社側からだけでなくお客様側から、ほかの事業者の側からも裏付けられたというふうに理解できるのではないかと考えます。

最後に、もう一つ資料があります。この次のページに、省エネ設備と人の意識変化の投資効率、これを露骨に比較した資料をここに添付しておきました。つまり、人の意識の変化による省エネの方が省エネ設備導入の三倍以上の投資効率であることはお分かりいただけると思います。人の意識に着目した無駄取りによる省エネに勝るものなしということをお伝えしたいと思えます。

ここまでの省エネ支援事業者としての意見をまとめますと、省エネイコールド削減をより確実に、より効率的に実現する新たなビジネスモデルの提供を受ける側、提供する側双方を支援する視点と施策を盛り込んで省エネ法の改正を行っていただきたいということです。

最後に、弊社の新たな取組を紹介して終わりにしたいと思います。本資料の一番最後のページを御覧いただくと非常にうれしうですけれども、弊社は今、流通業に特化して省エネに取り組んでおります。日本のスーパードの更なる省エネの推進と、エコな従業員と店舗づくりを目指して、今度、流通業のサミットを勝手に洞爺湖のウインザーホテルで行います。本場に勝手なんです。予約が取れてしまったんです。

省エネ責任者、スーパードです、全国十五社集めてまして、スーパードにおける省エネ基準作りへの挑戦、総菜コーナーは二千ルクスとか坪当たりのエネルギー投下量は月当たり何メガジュールとか、こんなものを自主的に決めたい。それから、流通業界に企業の枠を超えた省エネ成功事

例、徹底的な共有化。地球環境にいいことに競争はないんです。売上げには競争はあっても。これをやりたい。それから、持続可能なスーパードが持続可能な国をつくると思いたいです、そういうものをみんなで話し合いたいというふうに考えております。

こんな立派なボスターも作らせてもらいました。ここから始めていきたいというふうに考えております。

本日はこのような機会を与えていただいたことに、指一本でできる省エネ活動を行っていらっしゃる者と現場を代表してお礼を申し上げます。

本日はどうもありがとうございます。

○委員長(山根隆治君) ありがとうございます。次に、中村参考人をお願いいたします。中村参考人。

○参考人(中村善雄君) 労働組合の方におります、連合の傘下でございます。繊維、化学、流通、外食産業等を組織をしていますUIゼンセン同盟というところで政策を担当しております中村でございます。今日は貴重な機会を本場にお与えいただきまして、ありがとうございます。

本来は連合のスタンスで申し上げるべきことだと思いますが、たまさか、若干産業的にも関係がございますので、若干御要望を申し上げます。

まず、大した資料はございませんが、まず連合、基本的に労働組合の基本的なスタンス、それから取組等を、やっぱり省エネやっているんだというところで、更に努力をしてまいりたいということでございます。

連合といたしましては、いわゆる省エネの考え方、基本ということで連合として「政策・制度要求と提言」というのを構成組織の討議の中でまとめでございまして、その中に、基本について今回もまとめております。

源、省エネルギーをより一層推進するんだ、また、京都議定書目標達成計画に基づき、一九九〇年度比六%の温室効果ガスの削減目標の達成のための実効性ある温暖化防止対策を推進するということをメインに政策で定めているわけでございます。

特にその中でも、産業部門、運輸部門、業務部門、その他部門、家庭部門、エネルギー転換部門の各部門ごとに着実に国民全体で対策、施策を進めようということでありまして、連合としてエコライフ21ということで、組合員あるいは働く者のベースで環境問題への取組、省エネの取組を訴えかけているわけでございます。

それらを受けまして、私どもの産別組織、UIゼンセン同盟の取組といたしましては、基本的に連合で定めました基本方針に基づきまして、一つは、企業がそれぞれ省エネ取組んでおりますCSRの推進ということに労働組合の立場から取り組んでおります。これは、主に企業の中で、それぞれCSR報告書、環境報告書等についての適正な情報の開示をしていく。さらには、やっぱり社会的責任を意識した企業行動規範を作成してアピールしていく。同時に、組合員、働く者の立場としてもそういう取組を促進していくということを取り組むことを加盟組合に呼びかけておりまして、主に産別内でも、環境問題等への取組、見える化等を含めてチェックリスト等によりCSRの推進のチェック化を取組を進めているわけでございます。これは先ほどお話のございましたように、やっぱり現場で率先して一緒になって取り組むということが重要なことだというふうに考えております。

さらに、連合のエコライフ21運動の中で、それぞれの加盟組合の部分の取組について呼びかけ、同時にそれぞれの知恵の交流を図っているところでございます。

温暖化対策月間ということで、それぞれクールビズ等始めといたしまして適正な室内温度の設定と、これは統一的にやろうということで取り組ん

でありますし、今年度からは特に京都議定書の関係で政府で取り組まれている部分で、「めざせ！一人一日1kgCO₂削減」キャンペーン、これをみんな一人一人登録をして自ら考えていくということ、特に今年度は周知をするということで取り組んでいるところでございます。そのほか、各加盟組合、企業等に取り組む部分のところを集約をいたしまして、それぞれ各自知恵を絞ってやってほしい、その取組をお互いに行っているということを進めているわけでございます。

基本的には、会社で取組にいかにか協力していくか、それから、室温設定、さらには小まめな省エネ、あるいは、組合というのは結構紙を使う組織でもありまして、そういうペーパーの削減等の部分の取組を進めているというところであります。組合の取組は、そのほか環境問題では森づくりとかクリーンキャンペーンといったもので活動の中で一人一人の意識を上げていくという取組をしているところでございます。

また、産業別の組合といたしましては、いわゆる富士山の森づくり、あるいは、これは海外になりますボランタスの海外派遣ということで、マングローブの植林プロジェクト等々に皆参加しようという機会を設けながら、それぞれ加盟組合、その意識を高めるところをやっていることも進めておるところでございます。

また、当然、これは産別でございますが、連合はそれぞれ地方連合で同様の様々なキャンペーンを取り組んで積極的に参加をしているという取組を進めております。

今回の省エネ法の改正ということですが、今申し上げましたように、これを促進していくべきだというふうに労働組合は基本的なスタンスに立っております。

私どもの傘下のところでいいますと、いわゆる流通のチェーンストア関係、それから外食関係、一部の専門店関係、若干流通の小売部門の組織をしている関係のございまして、そういうところ

で先ほど申し上げたように積極的に知恵を持って進めようということに取り組んでいるわけであります。

基本的に、それらの業種を考えますと、いわゆる小まめなというののございまして、そこでの削減ということ、メーンはやはり建物の断熱強化、室温の部分、冷暖房等の効率の部分、それから照明等の、店を開ける限りは電気代、それからあとは冷凍庫とか冷蔵庫とか省エネ設備、これらが基本的にはかなり大きなウエートを占める部分のところでありまして、各加盟組合の会社ではそれぞれ省エネ設備への投資を促進していくというところで取組が進められているわけであります。しかしながら、現在の状況を見ますと、更にエネルギーの効率化を図っていく、徹底が必要であるというふうに考えております。

従来、結構コストを敏感な業種でございまして、元々そういうコストの部分のところで削減というところを進めている業種であります。したがって、知恵はいろいろなところにあるのですが、一般のところの企業単位で把握をしようということにつきまして、店舗を通じて共通するものがございます。かなり効率的な面があるんだろうというふうに考えております。また、コスト面の意識が高いということも含めて、やはりCSRという観点からかなり企業戦略上取組が進められている、それぞれの会社によっていろいろな工夫がされているという部分でありまして、基本的には経営者のマインドとしても積極的であるだろうというふうに思っております。

ただ、労働組合としてちよつと懸念を今般いたしましたのは、一方で、これらの分野というのは、やっぱり熾烈な市場競争の下でかなり疲弊をしている分野があるというふうにちよつと懸念をしているところがございます。強いところは効率的に進めているわけでありまして、この部分で疲弊の部分が昨今目立ってきたとは感じております。特に、昨今、原材料費の値上がりによって非常に、価格転嫁がうまくいくのかという

ことも含めて、ちよつとかなり不透明な環境にあるという実態にもございます。

残念ながら、今年の私どもの加盟組合の賃上げ率は、全体の中でも昨年と比べましてほぼ同様か若干低下きみというのが実は厳しい労働者の実態でもございます。特に、中堅・中小企業の部分では、もうほとんど半分、四五%が残念ながら昨年の実績までなかなかできていない、かなり不透明な状況の中で厳しい環境に置かれているということでもあります。

そのほか、これはコンプライアンスで当たり前のことなんでしょうが、とりわけ、いわゆる管理職の時間外労働、これは当然せなければならぬことではあります。いわゆる全体の業界の部分のところの今までの在り方というところでは、ちよつとかなり大きなコスト要因を含む課題として当面抱えている状況でも立ち至っているわけでありまして、本来、きちつと管理をするということ

は当然のことであって進めていくべきだと思いがすが、かなりぎざぎざと一律的な規制等の側面が強くなった場合に、例えば更なる効率的な設備投資を求められるといったような部分になるとすると、ちよつと大きな影響も受けかねないということも心の片隅の中で懸念をしているわけでございます。

本来、これを進めるということをやっていくべきというふうに考えておりますけれども、更に言うところ、省エネに向けた積極的な設備投資等は、積極的に進むような減税あるいは優遇措置など、実態の産業状況というものを視野に入れた、そういう柔軟な支援策ということを含めて、環境を整える整備も併せて目配りをしていただきながら進めていただきたいとお願い申し上げる次第であります。

以上であります。
○委員長(山根隆治君) ありがとうございます。次に、石井参考人をお願いいたします。石井参考人。

○参考人(石井幹子君) 照明デザイナーの石井幹子でございます。

本日は、このような場にお招きいただきまして、大変ありがとうございます。

私は、これまで長いこと照明デザインをやっております。ちよつとお手元に資料を今日御用意してまいりましたけれども、まず、私どもの照明の作品、裏表になってございますが、都市景観照明が主な作品領域でございます。

例えば、皆様よく御存じかと思いますが、東京タワーでございますとか東京港のレインボーブリッジ、横浜みなとみらい21のグランモール公園、これは世界に先駆けまして一九八九年に、太陽光発電を使いまして広場に蛍のような光を発光ダイオードでちりばめたという例でございます。これで私は北米の照明学会から特別賞をいただいたというふうなきさつもございます。

また一方、白川郷合掌集落は、これは東海北陸自動車道ができてこちらの民宿は全滅だろうというときに村長さんからの御依頼をいただきまして、光で、土日でですね、冬の雪のある週末に村全体を月明かりのような照明をいたしまして、これが大変な人気になって、観光バスが何十台も押し寄せる、村の民宿は満杯になったというふうな、地域の町おこしに光を使うというふうなことをやっております。

同じく大変人気落ちてきております熱海ですが、これもムーンライトビーチ、また上田城の千本桜を春だけライトアップするというふうなことをやったり、また二〇〇五年の愛・地球博の全体計画の照明のコンサルテーションをいたしました。また一方、世界で最も長い明石海峡であるとか、また最近のところでいえば倉敷市の美観地区ですね、こういったものを、これも夜間の観光客が著しく減っている、宿泊観光客が衰退しているというところで地元の大変強い御要請をいただきまして、こういったものの施工例をしております。また、お手元にこの二年間の、毎年私どものこの照明デザインの仕事をまとめた小冊子「ラ

イテイング・センサー」もお手元にございますので、是非お時間のおありになりますときに御覧いただければ幸いです。

一方、光がどうも照明ということで技術ばかりでとらえられているという、大変そういった残念な面もございますので、できるだけ光を学際的、業際的に文化としてとらえていきたいということで、私は十五年ほど前に光文化フォーラムというフォーラムを立ち上げてまして、この代表もしておりますが、こういった「ニューズレター」を毎年何冊か作っております、「日本のエネルギー政策と照明」、「光の日本文化」、「地球環境と照明」、これもお手元にあると思いますが、こんな活動も一方でしております。

こういった、私どもが照明デザインを展開していくときに何しろ電気を使わないと作品が作れないという、もう宿命的なものでございまして、この照明デザインというのは一九五〇年代から、これはアメリカを中心にしたしまして大変発達いたしました。これは、電気によって光源となる電球、それが大変どんどん増えてきた、殊に戦後様々な光源が各国で競って開発されてきて、それを、まさに画家がパレットの中に絵の具をいっばい置いて絵をかくように、私たちは電気エネルギーを使う光源を用いて様々なものを照明していくという、そういう職種が作られてきたわけでございます。日本では残念ながら余り大勢の人が従事していませんが、アメリカ、ヨーロッパでは今かなりの方たちが活躍をしまして、それぞれに大変大きなアソシエーションも持っています。

私は、こういったいろいろな作品例を日本でさせていたいただきましたのが海外で随分受賞をいたしました。そのおかげで外国での仕事、ヨーロッパそれから中近東、中国、韓国といったところでの仕事もさせていただいておりますのと、日本から女性の照明デザイナーというので注目を浴びているせいか海外からの講演の依頼が非常にございまして、そこで作品の紹介、これまでやりました千以

上のプロジェクトの照明の作品を御紹介すると同時に、いかに日本の伝統的な光文化というものがすばらしいものであるか、私はそれをバックボーンとしてさせていただいて今日作品を作らせていただいているといったことも併せて説明を行っております。

こういった照明デザインを行っているときの私の一番のポリシーは、レスエナジー・モアビューティー、より少ないエネルギーを使ってより美しいものを作ることなんですね。少ないエネルギーを用いてもっと美しい暮らしをということがテーマでございます。

そういう観点から現在の照明の問題点を見ておきますと、大変嘆かわしい状況がいっぱいございまして、まず都市の中における照明のワーストツリーは、パチンコ店とガソリンスタンドでございます。パチンコ店はまさに誘光灯でございます。と、人を虫のように集めていっぱいお客を取る、誘光灯となっております。殊に、地方へ行きますと、田んぼの中に突然巨大な誘光灯が現われているというような感じを深くいたします。また一方、ガソリンスタンドは、これは集魚灯なんです。車が魚です。来てくださり、寄ってくださる。というところで、もうさらにさらにさせる。大変そういう光を粗末に扱って、しかも、光本来はとつてもきれいなものなのに、これでもかこれでもかと汚く醜く使うというもう大変残念な存在でございます。

また一方、店舗も、先ほどありましたコンビニも、随分良くなったとはいえ、店舗、コンビニもまさに誘光灯、集魚灯と同じような感覚で作っている。それから、最近のオフィスは、これまたどうしたことか、ほとんど皆さんコンピュータで仕事をしつらつというのに、もう端から端まで、隅から隅までくまなく二千ルクスぐらいなところでこうこうと照らす。まさにこれは何か病気のような状態でございます。

また一方、集合住宅、高層住宅なども、これはまさに日本だけの現象で、私は本当にこういう機

会を与えていただいたんで是非先方にお願いたいんですが、日暮れから明け方まで電気がつけっぱなし、廊下、階段がつけっぱなしというのは日本だけですね。これはヨーロッパでお暮らしになった方々はよく御存じだと思いますが、大体入りましたときにこれは小さな光がついているボタンを押しますと廊下が明るくなる。三分たったら消えます。それが常識なんです。また、少し新しいところだと、入りましたらぱっと人感センサーでつきまして、三分たったらこれも消えます。もうこうこうと、殊に最終の新幹線降りて帰ってきますと、マンション全部廊下と階段がついていないかというふうに思っております。

一方、個人住宅が今非常に民生需要の電気使用が増えているということいろいろと話題になっておりますけれども、私は是非お願いしたいのは、これは非常に日本は一人一人、情緒的省エネなんです。もうこの情緒的省エネのおかげで、何かちょっと電気消費は省エネしたような気がすると。そもそも、電気をつけてという、照明を一つ、こんな言葉は日本語だけでございまして、それほど照明というのは電気の代名詞みたいになっていて。おかげで私どもは大変いつも被害を受けてまして、何かといえは消せ消せと。

一番代表的なのは、第一次、第二次の石油ショックのときで、高速道路のハイウェイ灯を一本ごと間引きしました。こんなことをやったのは日本と韓国だけです。当時ね。というのは、アメリカなんかでこんなことをやって事故が起こった。これは国なり州の責任になります。また、屋外のいろいろな防犯灯、そういったものを省エネだといって消してそこで犯罪が起こった、これはその工場の敷地、会社の敷地、個人の敷地、そこが訴えられます。

ところが、日本はどういうわけか、何か消すと何か省エネしているというような気持ちがある。強いのではないかと思います。極めて情緒的省エネで、一番儉約をしなきゃならないのは、もう

御承知のように、真夏の八月の二時から四時なんですね。この時間帯の電気をできるだけ下げる。御承知のように、だんだん夕方になりますと電気の使用量は下がってきます。下がってきますけど、電気はためておくことができません。

そういう意味で、欧米でまず省エネといいましたら車です。車は一人でするのやめましょう。最近のバリも御承知のように自転車を使えばいい使つて、みんなとつてもこれ楽しいですね。自転車専用レーンがあつて、自転車でもどこでも行けるようになっていて。無料です。こういうことをやって車をできるだけ少なくしようとしております。それから、暖冷房をできるだけ少なくしよう。これが二つの柱なんです。日本はどういうわけか夜の電気が対象になります。ですから、是非この情緒的省エネから理知的、合理的省エネに、大勢の方たち、国民の意識を変えていくということが、私はそれは非常に大事なことではないかというふうに思っております。

暮らしの質の向上を図りながらエネルギーを少なくしていくということが日本の大変技術的な一つの私はターゲットだというふうに思っております。が、ちょっとお手元にも配っておりますけれども、日経新聞で私のところで取材に来たものにつまましてちょっと御覧いただければというふうに思います。

そこで、やはり日本の暮らし、伝統的な暮らしですね、暑い夏ときには冷たいスイカを食べて涼を取るか、また冬は多少ちょっと暖房温度低めで熱かんを楽しむといった、そういう日本人が元来大事にしていた季節感というのを大事にしていこうということも、私は日本文化の復興と継承という意味からも、省エネの暮らしという意味から大事ではないかというふうに思っております。

実は、照明が非常に電気を使うということを何か皆さん頭から思い込んでいらつしやるというのを払拭するという意味で、ちょっと電気代のことについてお話ししますと、東京タワー、これは一日五百万人ぐらいの方の目に触れまして、大

変東京のランドマークともなっておりますし、いろんな方々の心いやしを与えているというふうにご覧いただきありがとうございます。この全点灯している電気代は三時間三万四千円でございます。また、私が照明いたしました東京駅、このれんが駅舎は一時間電気代三万五千円でございます。

それで、家庭の主婦の方たち、または御主人の方々に、おたくは電気代幾らぐらい払っておりますかという、大体それが幾らということはある程度言えるんですが、じゃ一キロワットアワー幾らなんですかと、一キロワットアワー幾らですかという質問をしますと、ほとんどの人が答えられないんですね。さあ幾らだったかなということなんです。

ちなみに、今、日本で使用されている全エネルギーの中の照明の割合がどのくらいかという、実は〇・〇一％でございます。もちろん、そんな少ないから節約しなくてもいいということではなくて、是非是非、これはどんな少ないパーセントでも節約していかなくちゃならない、また一人ずつでできることですから大いにやらなくてはならないんですが、まず正確にその事実を知ることです。そして、いろんな手だてを講じる。電球を減らして電球型の蛍光灯を使う、これも一つ大変結構だと思いますし、こういったしますと四分の一の電氣量になる。

そして一方、今、日本はちょっと私はその点少し遅れているんじゃないかと思いますが、ヨーロッパ、そして中国ももうLEDだと。LEDを使っていると、これは十分の一になります。日本はLED、大変素子としては非常に発達して、大変高い水準にあるんですが、実際にこの民生需要、家庭での使用ということになりますと、照明としての使用は私は残念ながら今ちょっと遅れぎみなのではないかということをお聞きしたいと思います。

そして、私は適光適所だと思いますが、それぞれの光源、今私どもが使っている光源、電球ですね、電球の種類というのは何万種類とあるんです。

ね。ですから、私どものような職業がその光源に反射板を選んで、そして使いますと、こういうふうには部屋じゅうばあつと明るくして、なおかつこの蛍光灯を入れて、この直管の長い蛍光灯、これ、とても効率悪いんですね。それから、このプラスチックの下に受皿がある、これでもう減光してあります。ほこりもたまります。これを早くルーバタイプに替えていただいて、是非新しい最先端の照明に変えていただけたらいい。そういう意味で、いろんな改革の可能性が残されておりますので、今回の法律改正、私大変結構なことであるというふうに思っております。

それで、最後に是非お願いをしたいのが、やはりもっと、情緒的省エネから合理的、知的、理知的省エネにどうやって変えていくかということをして是非先生方にお考えいただきたいということをお願いしたい。

それから、適光適所と申し上げましたが、私の実は自宅も太陽光発電使っておりますが、太陽光発電を使つて照明をする。私のところは冷蔵庫、すべてのものが太陽光発電の電氣容量でほとんど間に合います。三・五キロワットのシステムでございます。三・五LDKといったような大きな家なんですけれども、これでやってみますと、で、ほとんどが電球型コンパクト蛍光灯使っています。その中で最も比重が高いのが冷蔵庫です。冷蔵庫一台分の電氣容量が全照明に匹敵する、むしろ冷蔵庫の方が高いくらいです。

ということ、そういうことをちゃんとアドバースする照明コンサルタントという役割も、これも私はもつときと養成して、そういう人たちに住宅の照明もコンサルタントとしてできるように、これはアメリカでは既にやっております。そんな施策も是非お願いできたらと思います。

御清聴ありがとうございました。
○委員長(山根隆治君) ありがとうございます。次に、柏木参考人をお願いいたします。柏木参考人。

○参考人(柏木孝夫君) 柏木でございます。ありがとうございます。

一枚物だけ用意してありますので。特に、私ども大学も、こういうゴチックでめり張り付けた広報体制ということにしております。これだけ後でお読みいただければ私のメッセージは分かることになっております。

それで、今エネルギー問題というのは、例えば医療だと年金とか、主に国内問題ととらえています。ところが、エネルギー問題という国内外に共通する極めて重要な政治課題というふうな思っております。その観点から少しお話をしたいと思っております。

よく、環境派とエネルギー派に、立法府も分かれています。やに聞いておまして、国際的なエネルギー問題を、環境問題を考えますと、エネルギーと環境というのはい体化して解かないと、分離して解いても駄目ですから一体化して解くということが極めて重要だというふうに考えています。

特に、第一約束期間、議定書の第一約束期間がこの四月から始まっています。省エネ、新エネルギー、原子力、この三つがうまく機能しないと国民経済にかなり大きな負担を与える可能性があるというところをまず頭に置く必要があるだろうと。

最近、今日の日程にも出ていましたけれども、排出権取引というものと、官邸で随分動いているように聞いております。もちろん、こういう国際商品の登場です。出遅れないようにすること、重要なことだと思います。ただ、ファンドマネー、投機マネー等々がやはりこの新しい市場にどんどん入っていく可能性十分あって、国民生活との一体化していくことを考えるとやっぱり慎重に扱う必要があつて、我々、環境問題、地球益というのをやるんです。地球益を全面に出して、ただ、やることは国益を懸けて、国情にに応じて極めて激しい議論をしているわけですから、そこら辺を国内の立法をあげる先生方にあつてどういうお考えでこれから進めていくのか、極めて大切な課題だと。その一つがやっぱりエネルギー

問題になって、環境問題からエネルギー問題を一体化して解くということになってくると思っております。

それで、省エネルギーというのはそういう意味でだれも反対しない、超党派でこれは反対しない話だと思っております。ただ、省エネだけでこれから乗り切れると思つたら大間違いで、省エネルギーは終わりのない、ずっと政策を続けていくということが重要だと思っております。

特に、第一約束期間の、この間CO₂の排出見通しを我々経済産業省の中の審議会提示させていただいたわけですよ。これは省エネベースで考え、もちろん原子力ありきの省エネベースで考えた。特に、二〇二〇年というのは私も余り触れなくなつたんですね。二〇三〇年、あるいは二〇五〇年クールアースという、日本の政府もそういう考え方を来しました。長期の目標をきつと定めて、それに対してどういう政策を打っていくかという、こういう考え方で考えておりました。

どうもこの間の、去年の暮れのCOP13、この13で、やはり環境専門の閣僚が、各国のですよ、ドイツしかり、EUがベースだと思つていますが、二〇二〇年の総量規制だとやれという話が国際政治の場で通念となつてきた。よつて、この日本で、やはり省エネだけで二〇二〇年は乗り切れなくて、我々としてはやっぱり原子力の稼働率を上げるとか新設を増やしてと思つていました。ところが、現在原子力の新設というのは、着工しているのは三基しかないんですよ。

長期の戦略が必要ですから、二〇二〇年問題で総量規制をどうとめられるというのにはすこし危険で、これは環境税とかそういう話になってきますから、税金ぐらゐり利害の絡むものはありませんからね。そうなんだと、これ国民生活どうしてくれるんだという話になってくると、先生方の責務というのは極めて大きくなるわけで、そうなんだときに、二〇二〇年問題のCO₂問題を我々考えなきゃいけないという話になると、どうも省エネだけじゃうまくなくて、原子力はまだ先

それで、供給サイドにどう手を入れるかという話になってきて、今まさに重要なのは、この省エネはもうありきで、こういう、例えば今日の法律の省エネが一つ、新エネが一つですから、この省エネベースで新エネをうまく取り込む。省エネというのはエネルギー原単位の低減になりますね。ですから、なるべくデイマンドで抑える、今、石井先生おっしゃったように、なるべく省エネ、エネルギーを少なく、アフオーダブルな暮らしを、クオリティー・オブ・ライフをちゃんとするようにという、こういう照明の方法どうあるべきかと。

省エネというのは大体デイマンドで抑えるということ。それと同時に、今度は供給サイドで、例えば太陽光だとか風力だとかバイオマスだとか、こういうCO₂フリーのエネルギ―供給形態、これとの組合せによってエネルギー原単位の低減は省エネでやって、それとセットするがごとく新エネを導入して、一体型ビジネスモデルをどうやって構築していくか。なかなか新エネというのは割高ですから、そう簡単には入らないわけです。太陽光だって今キロワットアワー四十四円ですから、日本で。

ですから、効率が倍になれば半分になるわけですね。けれども、今の価格でいえば例えば四十四円掛かるわけです。今ここで我々が買っているのは、国会幾らで買っているか知りませんが、一十三円とか四円で買っているはずですね。倍近く払う。そういうものを市場に投入するわけです。それから、だれかが払わなきゃいけないわけで、それは払うのはみんな嫌ですよ。総論は賛成でも、自分が払うかという、ほとんど払わなくなるケースが多くて、ですから、そういう意味で、やはり省エネをすることによってランニングコストを低減します。低減したもので少し割高なものを入れていけば、CO₂削減になり、国民生活上も非常にゆとりと豊かさがあって、かつCO₂に関しては低

ですから、私はそういう意味で、グラントデザインというのは、日本のエネルギー需給構造、需要と供給、このグラントデザインがどうあるべきかということをやはり考えた上で政策練っていかないと、行き当たりばったりの政策じゃ、とてもじゃないけどこのシームレス化した日本の持続可能な発展というのはあり得ませんから。

私のこれは個人の考えで、一応大学の教師ですから、科学的な見地に基づいて、雰囲気や物を言わないことにしているんです。私も都市のデイマンド、例えばホテルが何軒あつて、病院がどれだけあつて、一軒家がこれだけあつて、マンションこれだけあつてとか、これ全部デイマンド、時々刻々、電気のデイマンド、熱のデイマンド、全部入れて最適解というのを科学的に解いていまして、CO₂ミニマムの解といいますと、省エネ、CO₂ミニマムの解というとか、やはりベースに原子力みたいな、あるいは石炭、CCS、あるいはガス化、あるいは天然ガスのコンバイン、ベースの大規模のメガインフラの電源があつて、地域地域にやはり分散型の効率のいいものが入つてきて、そこにバイオガスとかあるいは太陽光

だとか風力だとか、こういう分散型電源がうまく両方が機能したところに最適解があるんですよ。二者択一はないんですよ。ですから、例えば原子力推進だと、新エネ、まあPVなんて要らないとか、どうも企業ベースになってくるし、今度、新エネ推進というと、もう原発要らないとかね。日本は石炭が取れていれば別に石炭使えばいいわけですよけど、それは、ない国だからどうするかということを考えないと、二者択一なんという中に答えはありませんから、これは科学的な見地からそう申し上げているわけです。

ですから、大規模ベースの中にどういう、地域
地域にいいエネルギーシステムを入れていくか
と。これは地産地消になりますし、あるいは新し

い公益性の、公益事業というのと何となく割高で何か悪い温床みたいに思われる傾向が最近出てきましたが、全くそうじゃなくて、公益性がある事業というのは公益性があるわけですから、どこまでが公益で、それをどうやってなるべく合理的なコストでそれを構築していくかということを考えるのが非常に重要だと私は思っていますで、道路も大事ですし、ただ、エネルギーありきの道路ということになれば非常に私は有効だと思っています、いずれにしても、公益性のあるエネルギーインフラの考え方というのは極めて重要になると思っています。

それで、そのためには、今までのように需要は、さつき言ったみたいに、省エネは省エネ、供給サイドは効率を上げて発電効率を上げるとか、そういう分かれた分野ではなくて、やはりそれをシームレス化して、需給の構造をどうやって最適化していくかということが、日本のエネルギー環境政策が世界の中でモデルケースになり得る数少ない良質な政策だろうと私は思うわけです。

そうになると、やはり都市エネルギー全体の最適化ということをや頭に入れないといけないとい私は思っています。都市エネルギー全体の最適化というところ、何を言っているのかお分かりにならないといけないんで、例えば一番簡単な例を申し上げますと、今まで家庭の中で省エネをやる、これはHEMS、BEMS、今、石井先生もおっしゃってありました、ついたり消えたりするのは当たり前だと、自動的に、これはHEMS、BEMSです。よね、ホームエネルギーマネジメントシステム、あるいはビルディングであればビルディングエネルギーマネジメントシステム。これは、パソコンが今これだけ普及しているわけですから、もうこの制御はいとも簡単にできるわけで、今少し、日本の場合にはかなり、リコールの問題とかいろいろなことがあると、やっぱり良質なものを入れる傾向があって割高になる。それをもっと一般的に、低価格で持ってくれば一挙に普及すると。この省エネ効果、やっぱり一五パー、二〇パー行きます

ただ、こういう家庭用のエネルギーの中に、例えばHEMSが入ってくると。そこに車、例えば屋根に太陽電池が付いてくると。これ、新エネルギーでも今経済産業省でも、太陽光発電に関しては大々的にこれから政策として強めようというお考えあるやに聞いておりまして、太陽光電池が入ってくる。そうなると、いろんなところに、屋根と、この屋根に例えば太陽電池が入ってきますと、中にバッテリーが必要になるんですよ、これふらふらしますから。大規模集中型電源は、思ったときに発電してないということになればそれは供給しなきゃいけませんから、そうすると、大規模集中型を管理している事業者からいっても、それを制御できなくなるといけませんから、家庭の中にバッテリーを入れるという話になりますね。バッテリーは比較的まだ高いんですよ。

そうすると今度、例えば来年ぐらいから電気自動車、あるいは大手の自動車会社のプラグインハイブリッド、今のプリウスはストロングハイブリッドね。もっと、だから、ほとんど電気で動いてエンジンがちょっと載っているというやつはプラグインハイブリッドといえます、これ出すんですね。そうすると、電力で駆動する自動車ということになりますと、これ比較的経済ベースがいいんですよ。どういうことかという、一キロワットアワー大体十キロ走ります、八キロから十キロ。一リッターで普通のガソリンエンジンで例えば十キロだとしたら、百五十円です。電力二十四円です。夜間電力だったら八円です。経済性がありますから、こういう二次エネルギーで駆動する自動車というのは合理性に富んでいるわけです。

これが家庭に入ってくると、家庭に入っているわけですから、普通、ふだんは車庫の中に車は入っているわけで、この車が二次電池の役をするんです。一石二鳥ですね。そうすると、電力という形で家庭用のエネルギーと運輸エネルギーが一体化してくる可能性が、これが省エネ・資源一体

型ビジネスモデルな格好になってきますね。これを今度、コミュニティレベルで広げてやる。車がないときには、隣の家に車があれば太陽電池の電力をこっちの方に融通して、面的利用エネルギーシステム、これが都市全体に広がっていくところがある意味では都市エネルギー全体最適化ということになっていくんだらうと思っております。

そのための基礎は何か。例えば今回の省エネ法改正では、FCですね、フランチャイズチェーンをもう少し網を掛けながら、省エネやってくださというところをお願いするということになりますね。一つのコンビニがあつて、その中でBEMSが入る、HEMSのちよつと大きなBEMSが入ってくる、制御する。これが今、客の多いときと少ないときで、都心部だったらお昼ぐわつとする、都心部じゃないところはすいている、そこでまた融通し合つて全体最適化を図る、こういうことを頭に入れた上で今回の例えば省エネ法の改正だとかいうことをやっていく必要があるというふうに思っています。

それで、最終的に、あと一分ありますので、もう一つの揮発油の方は、これは地産地消で、やはり自給率四〇％の国がどうやって安定して、地域が疲弊しちゃったり良くないと思うんですよ。私は、国土の充実という、あるいは一次産業が、例えばエネルギー供給産業、二次産業、三次産業に構造改革をしていくというところには非常に大きな日本のポテンシャルがあると思つていまして、そういう意味で、バイオマス、バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオガス、こういう地産地消のエネルギー、新エネルギー、これをどうやって今の日本の社会の中に取り込んでいくかということも併せて重要で、このためのインフラ整備、ブレンディングして勝手に入れられちゃうんじゃないかという意味で、これは困りますから、そういう意味で、きちつとした法整備をしながら地産地消のシステムをきちつと構築できるような法体制を今まさにやるのが国内外に共通

している。外部に関しては地球環境問題、国内に関してはその中のセキュリティの向上、自給率の向上、経済性の新しいビジネスモデルの構築、国土の充実、いろんなことがあると思う。道も引ければ建屋も建つということになりますので、そういうシームレス化したことを頭にお入れになっていた上での法体制の整備というのをお願いしたい。

以上です。

○委員長(山根隆治君) ありがとうございます。

以上で参考人の皆様の意見陳述は終了いたしました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の進め方でございますが、まず、各会派一名ずつ、大会派順に質疑をしていただき、その後は自由質疑といたします。

なお、質疑の時間が限られておりますので、御答弁はできるだけ簡潔にお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○姫井由美子君 皆さん、おはようございます。

本日は、大変貴重なお話を参考人の皆様にはお聞かせくださいまして大変ありがとうございます。

まず最初に、村井参考人ですけれども、各企業が省エネ施策の取組をすることによって社員の意識に下りていく仕組みというのが大変よく分かりました。そして、何よりも人の意識の方が省エネ施策よりも大きな効果があるということに大変驚かされました。

私は、もとより政策とは実現しなければ意味がない、つまり実現力が必要だというふうに思っておりますが、人の意識、政策立案の段階から意識改革が同時にできれば実現力ある政策になるというふうにも思っています。

さらに、今回のこの省エネ対策は、資源が乏しい我が国にあっては本当に喫緊の課題ですので、目覚ましく実現力のある政策というものが求め

と思うんですけれども、そのためにもう一歩どういった取組あるいは提言が考えられますか、お伺いしたいと思ひます。

○参考人(村井哲之君) ありがとうございます。

いい質問ですね。

我々、今のこの見える化の仕組みを普及させたいと思つていろんな行政の方々をお願いに行くんですけども、補助金を出してほしいとかです。普及促進される。どうしても、機械ではなくて人の意識ですから、本当にそれが下がるんだかというところをいつも言われるんですね。

その部分でいけば、人の意識の変化は本当に大きくて、全く意識していなかった方が意識し始めると本当に、さつき一〇％とか言いましたけれども、それ以上のやつぱり削減効果が出ますので、その辺りを我々今一生懸命、これ実績を積み上げて、人がこういうふうな行為をすればこれぐらいのパフォーマンスで無駄が取れると、一生懸命科学しようと、エンジニアリングしようというふうに思っていますので、そういうところに対する支援とかいただきたいのと、大分実績も積みましましたので、先ほども言いましたけれども、こういう我々のような事業者に対するいろんな補助であったり、そういったものを是非ともお願いしたいなと思いますか、その部分が一つポイントというところですか。

それから、こういう仕事をしていまして、まだまだ流通業の経営幹部の方々も、省エネ法であつたり、そういったことを知らないケースがたくさんありますので、我々、現場の多くの方々の意識を変えたいと思つても経営者の意識がなかなか変わっていないケースがありますので、そういうところに対する政府の方々の広報であつたり、もつと例えば、やはりそこにしつかりとした規制ですね。省エネルギーはCO₂削減になりますので、今回の施策のようなものを本当にしっかりと法律化して、これだけ削減しなくてはいけないんですよというところを明確に義務付けていただければ、我々もつと活躍できるといいますか、多くの

お客さんを取り込んでいくことができると思ひます。

なかなか難しい質問で、答えになっていないかもしれませんが。

○姫井由美子君 ありがとうございます。

続きまして、そういったまさに企業のトップの意識改革ができていなくても、もう現場から既に意識改革を進めているのがUIゼンセン同盟の村参考人、連合を通しての活動かと思ひます。今回のお話を伺ひまして、今回の改正案で企業負担が増えれば現場の労働者の方々にも負担が掛かつてしまふこともよく分かり、これからの取組の困難というものもお伺ひすることができました。

以前、私、岡山でエコライフ21運動の一つの中にあります森づくりの運動に参加させていただいたこともあるんですけども、実際に様々な企業の働く組合員の方々が一堂に会して、いろんな意味で今まで省エネあるいは自然環境運動に取り組まれてきたかと思ひますけれども、こういった運動を通して組合員の方々の意識というのはどういうふうに変わられていったんでしょうか。

○参考人(中村善雄君) 御質問ありがとうございます。

組合は一生懸命取組という、正直、正確なことでこう変わったというのはなかなか申し上げられない、それは個人のところでございますとありますが、今ちよつと先生も御紹介いただいた森づくり等は、各加盟組合、やっていると大体それに参加しようという意欲が非常に強うございまして、富士山の森づくりなどは希望が多くて調整をしなければいけないような状況になっていまして。

これが、実はここ数年、何かやりましようという環境のアクションに非常に人気というか、アクションが高まつたというのは正直言つて抱いていることでもあります。従来は、連合十の優し生活とか、うちのエコということをインフォメーションしながらやってまいりましたけれども、現場のそれぞれかなり時間掛かる中で浸透して、実際にやって良かった、しかも、それを人に、周りに

やって、積極的にやろうよという取組が非常に大きくなくなってきたということは肌で感じております。

そういうことをどんどん進めていきたいというふうに思っておりますし、あとは、いわゆる環境意識の分別とか、そういったようなものについて単組での取組を聞いておりますと、そういうものを積極的にやるようになったよというのをきちつと書いてくださる単組が非常に増えたというふうに感じておりますので、続けていく、それから取り組んだことについての、要するに周りでみんなをやっているねということが広まっていくことがやっぱり現場での活動に大きく、地道ではあります。これは、全体の広報の部分でももちろんあります。これは、その一端でも組合として担っていきたくと思っております。

○姫井由美子君 ありがとうございます。

続きまして、今回お話を伺いまして、省エネと言えは夜電気を消せという、夜暗くなるというイメージが強い中で、照明と省エネの関係を非常に分かりやすく石井参考人には教えていただきました。

石井幹子参考人といえは、照明デザインという新たな分野を切り開いたオビニオンリーダーとして、今回、私の地元岡山倉敷の夜の景観もしてくださったそうで大変うれしく思っておりますが、日本には町並みの景観を守るといふ景観法、景観の考え方があります。その景観法の中にこの照明デザイン、入っているのかどうかちょっと分からないんですけれども、省エネという観点というものが取り込まれた新たな取組というのは今行われているところがあるんでしょうか。

○参考人(石井幹子君) 御質問をありがとうございます。

これは、殊に地方自治体の町おこしで照明を使うとき、この維持管理費というのが非常にシビアでございまして、電気代が今後高く、年間このぐらい払わなきゃならないということになります。

と、もう計画自体が認められないというような背景がございまして。そういう意味でも、倉敷におきましては、大変厳しいエネルギーコードのようなものが私どもの方から逆に提案いたしまして、本当にミニマムな電気容量で最大の効果を上げましょう、そしてできるだけランニングコストを下げましょう、またメンテナンスコストも下げましょうというふうなことで取り組んでおります。倉敷のみならず、今、鹿児島市であるとか、それから下関市であるとか、幾つかのそういった地方の、大都市ではない中都市ですが、そういうところの計画に携わっておりますが、ほとんど皆さん、どちらもうはり省エネというのは必ずコンセプトの一つに大きく取り上げるといふようなことが要求されております。

○姫井由美子君 ありがとうございます。

時間がなくなりました。最後の参考人の方には、柏木参考人に聞けなくなりました。グラウンドデザインは必要だと思ひまして、本日午後の委員会ではしっかりとその意味を、今日の話を参考に質問させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○古川俊治君 自由民主党の古川俊治でございます。

まず、村井参考人に御質問をさせていただきます。本日は大変ありがとうございます。

どうやって人のインセンティブを付けていくか、このことについてはよく言われることが、努力が成果に結び付くことであると、成果が正當に評価されることである、そしてその評価が自分のゴールであるということが人のインセンティブでよく考えられることなんでしょうね。その努力がパフォーマンスに見えるところについては、見える化ということを大変ユニークにお話いただきました。大変有り難いと思つたんですが、そこが、パフォーマンスが、じゃ自分の正當な評価になっていくか、そしてそれを自分のインセンティブとして消化していくかどうか。

これについては、お金とか表彰とかいろんな面があると思うんですけど、やっぱりお金という面がどうしても一番強いのではないかと。そういう面をどうして、今の業務部門での改善ということが各企業で例えば従業員の賃金といったことに反映されているのかどうか、この実態についてお教えいただきたいんですけれども。

○参考人(村井哲之君) とてもいい質問をありがとうございます。

見える化は実は二つあって、現状の見える化ですね、これは本当にできていないんですね。例えばスーパーさんに行つてパートさんに、今電気幾ら使っていますかと、この店。百万円と言つたら腰を抜かす、そういう世界なんです。この見える化と、それからもう一つできていなかったのが成果の見える化だったんですね。

今先生はその辺がちょっと見えてくるような感覚をお持ちかもしれませんけれども、自分たちがやった結果がどうなったのかと、一体何円の削減になったのかというのがやっぱりポイントになるんです。これが、我々はその間に、電気に着目をしたんですね。ですから、各スーパーさんとか遊技場さんなんかには、リアルタイムで分かる仕組みでというのは実は現状の見える化と成果の見える化のためなんです。今皆さんも、ここで幾ら電気が使っているのか分からないです。もし見える化できていて、この二時間で五万円と言つたら、多分電気消すと思うんですね。

そういう部分で、成果の見える化ということが実は一番ポイントになりまして、これができていないのでPDCAサイクルがいつも一回回つたら二回目目が回らなくなるという現状があったんですね。ですから、我々はそこに成果の見える化を持ち込んで、今まさにおっしゃられたその成果の結果を、一時的なインセンティブではなくて会社の評価の仕組みに組み込んでもらいたいというようになことを実際考えていまして、実際にスーパーさんか、こういうふうになんとした省エネができる方はエコキーパーさんという資格がスーパー

から与えられるんですね。そうしますと時給が十円上がるのか、こういうことを今スーパーさんと一緒に制度をつくらしたり、もつと言え、e.c.o.検定というすばらしい検定の仕組みがあります。これをスーパーのパートさん方に取ってもらうんですね。e.c.o.検定を取つたら時給が二十円上がるよということを、いろんな今流通関係の現場で始めています。

最終的には、店長になるためにはそういう省エネができなければ店長になれないという形の資格制度までつくりたいなというように考えています。それが一番美しいと思ひます。一時的なものは継続しませんから、組み込んでいきたくい、評価の仕組みに。そんなことを考えております。

○古川俊治君 ちょっと時間の関係もありまして、先に柏木参考人に伺いたいと思ひます。

大変明快な御講義ありがとうございます。私も、省エネとともに新エネを取り入れていくことが、最終的に全世界の温暖化ガスを減らさなきゃいけない。そうすると、やはり技術革新というのはどうしても必要になってまいりますし、先生がおっしゃいましたように、それを化石エネルギーと戦えるまで生産コストを下げていくような、それで市場化しても十分やっていけるようなレベルまで行かないと、本當の意味で我々が目的としている温暖化ガス、地球温暖化の対策にはならないんだというのが非常によく分かりました。

一つ、日本はその中でも新エネ技術は進んでいる方だと理解しているんですが、ちょっとこれ新しい、いろんなところで大学人もやっています。私も大学の現場におりましたので、いろいろなところから、今新しい燃料電池とか蓄電池とか太陽光発電とかもやっています。そのときに、最初に政府というのは、じゃやろうというところで補助金を出します。そうすると民間も少し乗ってくるんですね。いろんな分野で実は、民間の方もしばらくくと資金がなかなか継げなく

なつてくると。だから、技術がまだ若いうちに余り素材をベースにしか、シーズしかないの先に投資しちゃうとどうしても息切れがしてきて、逆に言うところ、あるレベルまで実用化段階が、かなり市場化しているところまで見えた段階でわっと一気に政府も支援をして、民間からもお金を投入して技術を伸ばしていくと最終的なゴールに行けるんじゃないか。

ちよつとこれ、遺伝子技術なんかでは実際そういうことが起こったんでお聞きしたいんですが、そういう意味でいうと、現時点で政府が支援しなきゃいけないことは確かなんですけども、本当に化石原料と戦えるまでのところに今投資をしていけるかどうか、その点についてちよつとお考えを伺いたいと思います。

○参考人(柏木孝夫君) こういう割高なものを市場に投入するときに、三つやっぱり我々、合わせ技が必要だと。

まず制度ですね。これはだから、例えばドイツなんかは固定価格でそういうのを買って、割高なものを、少し初期需要を行う。日本はそれより私は進んでいると思っていて、RPSという総量をきちつと決めて、その中で市場原理を入れるという、こういう法律を作っていたらいい。

そういう制度があつて、あとは補助金があつて、補助金に今先生がおっしゃった二つの手法があると思うんですよ。一つが技術開発の補助金、もう一つが導入、普及のための補助金と。ですから、技術開発の補助金をきちつとやっておかないで、どこかほかの諸外国の技術をベースにしながら導入、普及に持っていくということは非常に危険なことがあるだろうと。

ただ、私が今まで知り得る範囲内では、日本は手厚く技術開発に対する補助金をしている。それで、どうもこれ、事後評価やり、もういろんな評価やって、もう嫌になるぐらい評価するわけですよ。それで、これは商用機ができたということになったときにそれを今度は導入、普及に、やつぱりシームレス化の政策になっていると私は理解

してしまして、あとはボランタリーなんですよ。ね。

ですから、自主的な、特にこういう新エネルギー絡みの機器というのはイニシャルコストの話じゃないんですよ。例えば太陽光電池が入ったと、それによって十年間ちゃんとその性能が出てくれるか否か。粗悪なものをやりますと、例えば発展途上国で作ってくる材質は悪い。最初は性能が出るんですよ。それで、ああ大丈夫だと思っているうちに、二年したらどんと下がっているという。

ですから、補助金の制度というのは、これは難しい話なんですけれども、単年度主義を日本は取っていますからね、来年度の税収幾らか分らないから、イニシャルコストでどんと補てんするしかない。本来は、エネルギーというのはライフサイクルで、ちゃんと十年間で、毎年毎年発電量とかそういうのに応じて補助をしていくようなシステムが仮にうまく入れられれば非常に好ましい。あとは、自主的な対応というのか、三つがうまく兼ね合ったときということになるだろうと思つています。

○古川俊治君 ありがとうございます。

ちよつと時間も最後になりましたけど、じゃ中村参考人に伺いたいと思います。

先ほど中村参考人からも、従業員が参加してやっていくことが非常に重要であると思つていましたけれども、その場合に、参考人がおっしゃいましたように、確かに設備投資に会社の費用が回ると経営が厳しくなつて従業員へまたしわ寄せが来るんじゃないかという面があると思います。ただ、この従業員の努力ということだと金銭的な心配はないわけでありまして、その方がいいのかなとも思うんですが、実を言うと、省エネをやることで従業員の業務の負担というのがお金じゃないところが増えていくというところがあるのかどうか、省エネによってですね、そういうことについてちよつと伺いたいと思うんですが。

○参考人(中村善雄君) 十分な経験はないですが、正確なお答え、私の知っている範囲で取組はと。

業務の中で基本的に今取り組むところはやられているということがほとんどだと思います。環境の例の認証の部分のところとか、そういうマネジメントシステムの中でどうつくっていくかということで現場の方がやっているという部分のところがあります。

流通関係のそれぞれ知恵を出してというところがちよつとまだ、その出し方の部分の実践のところはまだいいところがないところがございますので、大手チェーン店のところではもう全体的な施策の部分のところの取組で、現場では話し合いながらやつぱり意識高めようねという段階のところ、そこがまだ管見にして、それが強化になつたとか、そういう話のトーンは今のところ私どもの組織では聞えてはおりません。将来は分かりませんが、もちろん。

○古川俊治君 時間になりましたので、これで質問を終わらせていただきます。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。

今日は四人の参考人の先生方、大変お忙しい中お出まじいただきました、ありがとうございます。

まず、中村社長は先ほど、ローコストのオペレーションを提供すると環境経営が上がつてくる、一人一人の意識に着目すると現場の隅々までこれが広がって、しかも経営が落ちないとか、かえってアップするとお話をいただきました。すばらしいなというふうに思いました。

それから、中村ゼンセンの委員長、CSRの推進等で頑張つていらつしやいますけれども、家庭での一人一日一キログラムCO₂削減を目指せというところで大変な御努力をいただいているんだというお話を伺つて、これも感銘をいたしました。

それから、石井先生、私は光を文化としてとらえるということとは本当にすばらしいことである

と、光で人の心がいやされるというのは本当のことであると思つております。そして、まさに後の柏木先生にも通じらるんですけども、BEMSといひましようか、いわゆるガソリンスタンドとかパチンコとか、あるいは家庭でも光を使い過ぎると結局人は分からなくなつてしまふ、使い過ぎるということとはよくない、〇・〇一%の実照明であるというお話も伺ひまして、まさに町おこしに光を使うというお話も大変これは非常に感動いたしました。

それから、柏木先生、まさにHEMS、BEMSのお話で二者択一はないということでありまして。私もそういうふうにしてあります。新エネルギーは大変重要なことでありまして、太陽光も大事、あるいは風力も燃料電池も大事であります。しかし、例えば太陽光ですと、まさに粗大ゴミがこれからどうするかという大きな問題もこれから起こってくる等々でありまして、まさに原子力を始めとするそうした一体的な取組をしないとこれからの日本は駄目だと。

四人の先生方それぞれに法律ということもおっしゃつていただきました、法律化というお話もいただきました。皆様、私の伺いたいと思うことを伺ひましたので、ちよつと私は、日、米、中、印など七か国がAPPのクリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ、これが二十日に閉会したんですけど、実は産業分野ごとに対策を積み重ねるセクター別アプローチというものが非常に重要であるということの有効性を確認いたしました。このセクター別に関してそれぞれお考えがありましたら、一言ずつお聞かせいただきたいと思います。お時間がなくて大変申し訳ありません。

○参考人(村井哲之君) 大胆な意見かもしれませうけれども、セクター別というのは、ある産業においては自分たちはもう相当やり切つたということ、そこでは部分があるのかと正直思つていまして、そういう中では、日本の工場は本当に省エネやり切つたかと。確かに設備投資ではやり切つ

たかもしませんけれども、実は人の意識の変化とか、ここは抜けた部分があって、私はできると思っていますし、要は全従業員の方々の巻き込んでいけばもともとできます。工場には現場で働く方以外に事務部門で働いている方々も実際にやるわけですからね。この方々が同じくばらしい省エネの方向を向いてやっていけば私はできると思います。

セクター別の目標に関しては、もう設定した上でそういう活動を是非やってほしいと思いますし、サポートできるような力を我が社も付けたいたいというふうに思っております。

○参考人(中村善雄君) 労働界の考え方としてはまだ明確な是非の部分はできておりませんので、ちょっとその考え方は、申し訳ございません。

ただ、産業別の組織として、様々な産業政策の部分のところで各種連携しながらという取組ができるかということ、実はシンポジウム等をやっている議論するという取組は進めております。そういう中では、そういう部分ができることを、基本を整えるやり方のところでは後押しをしていきたいというふうに、一応産業別としては考えてはおりますね。

○参考人(石井幹子君) 大変難しい問題だと思えますが、私はかなり各国それぞれの事情が違うというふうに感じます。これは歴史的な経緯もございまして、また現状置かれているところでかなり違っているのではないかと。それは、やはり先進国は、開発途上国といいますが、後から後発のところは温かいまなざしを向けて一緒にやっていくというふうな姿勢を是非取っていただければいいのではないかと。これは歴史的な経緯もございまして、これは様々な産業分野で言えますが、アメリカがまるでローラー掛けのように一律にだあつと押しまくるようなことというのは今後は非阻止していただきたい。何か公平な寛容な目で見ながら進めていただければ大変有り難いと存じます。

○参考人(柏木孝夫君) 私は、これ個人の考えですが、私のメッセージにも書いてありますように

に、「地球益を全面に出しながら、国益をかけた戦略を国情に応じて激しく展開」と。これはもう日本の国の繁栄そのものになりますから、もちろん我々は非常にためにCO₂削減やっているわけで、これ守るわけですよ。やっぱり環境問題の理念というのは明確にしておかないと、理念は公平性ですよ、イクイティですね、それも公の公じゃなくて均衡の衡、イクイティですよ。

そうすると、先進国間のイクイティはどうあるべきかということ考えた上で日本の政府は戦略練っていかないと、これは大変な敗北になる可能性があるということ肝に銘じておく必要があつて、そうなりますと、キャップ・アンド・トレード、例えば総量規制云々という話が今はもう大変な動きで、今度洞爺湖サミットの大変な話題ですよ。APPのフレームというの、私は、私はずう本来自国が仕掛けてもいい話で、アメリカが仕掛けたわけですからね。何で日本が先に仕掛けなかつたのかというのは、非常に危惧を感じてますね。ですから、あそこで理論武装をすれば、あの七か国で、今度一つカナダかなんかが入ったから七か国になりましたよね、七か国で五〇%以上のCO₂出しているわけですから。ですから、例えば今のフレームワーク・コンベンション・クワイメット、FCCCの京都議定書だったら三〇%しかカバーしていないのが、ですから、クールアース50、日本がやはりアメリカと一緒に頑張ってきつとしたスタンスで臨むべきだと思つています。

ただ、そのセクター別というのは私は賛成なんですよ。それをサポートしているんですけれども、プロセスは面倒くさいですよ、一々だけ出したらチェックしながら全部オープンにしないかといけませんから。それが日本政府にできるかという話になると思います。それはキャップ・アンド・トレードの方が楽ですよ。何年後に幾ら出しましょう、あなたはキャップ、これあげますよと、何%減、六%減のキャップをはめているわけですよ、日本は。これはやり方としては

単純だから楽なんで、それでキャップ・アンド・トレード、排出権取引市場という話になりますね。これで、分かりやすく言えば、排出権取引市場というのは今一トン当たり三千、四千円のオーダーでしょう。キロワットアワー、石炭でやったら、二円、三円のオーダーになるわけですよ。そのぐらいの市場をこれからつくりたいというわけですから。

だから、そこら辺は極めて慎重に、例えば九〇年レベルで日本は一五%、エネルギー起源のCO₂で伸びているわけですね。中国一〇八%、インドは八八%。EUはマイナス一%ですよ。それは石炭火力から天然ガスへ変え、やっているわけ、それをへずれるわけですよ。ところが、一九九五年度ベースにしたらEUは四%増ですよ。日本はプラス・マイナス・ゼロになるわけですよ。このぐらゐのキャップ・アンド・トレードというのは怖い話で、だからどうのこうのつて、やっぱり戦略ですから、戦略なくして国策なしというのが私の考え方です。

ですから、セクター別というのは本当サポートすべきで、それは省エネ努力をやっているところがそれに応じてやっぱりキャップをはめるべきであつて、高いところがたくさんはめられて低いところは同じ生産量を上げるのに小さいのしかもらえないというの、これはおかしい話ですから。ただプロセスが複雑になるので、そこを、それだけのタフネゴシエーションができるか否かに懸かっているんだというふうに思います。

○松あきら君 大変御示唆に富むお話をありがとうございました。

○委員長(山根隆治君) 以上で各会派の質疑が一巡いたしましたので、これより正午までを目途に自由質疑を行います。

質疑を希望される方は、挙手の上、委員長の指名を受けてから御発言願います。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○藤末健三君 どうも、参考人の皆様、貴重なお話をありがとうございました。

私、ちよつと時間がないので一点だけ御質問申し上げたいのは、村井参考人、あと石井参考人からお話ございましたけれども、気持ちを変えていく、心持ちを変えていくというのが重要だという話なんです、今のこの省エネ法は事業者を対象としたものとなつておりまして、やはり今後家庭、例えば自動車使用の家庭でございまして、家庭に対してこの省エネを普及しなきゃいけないと思つておられますけれども、それについての具体的な何かアイデアがあれば教えていただきたいと思ひます。村井先生と石井先生にお願いします。

○参考人(村井哲之君) ありがとうございます。またこれ大胆な提言をするかもしれませんが、家庭のCO₂の削減、省エネをしようと思つたら、家庭の方は、御主人様は必ず職場で働いていますから、職場に、その企業に従業員が出すCO₂、家庭でそれも含めた目標を割り振るといいますか、その中で、企業は考えると思ひますから、先ほど私が言つたみたいに、企業における省エネ教育をしっかりとやるようになってくると思ひますので、そういうのも現実あり得るかなと。

やはり、目標なきところに達成がないといひますかね、それからインセンティブなきところになんていふんです。チーム・マイナス六%も、それを達成すれば国民にどんな幸せがあるのかということろが明確になつていけばもつと違つたかなというふうに勝手に思ひます。済みません、そんなことを本心に考えていますし、それを企業と一緒にやつていこうと思ひ思つています。

○参考人(石井幹子君) 私は、先ほど柏木先生おっしゃつたことに大変関連するんですが、実際に自分で使つてみて、太陽光発電のシステムとそれから電球型蛍光灯を家庭で使うという、この二つを組み合わせてみると、非常にこれ効果があつたというふうな考えております。一体化ビジネスモデルとおっしゃられましたけれども、私はそれを是非推進していただけたらいい。太陽光発電は随分

何かつまらない使い方を行政、自治体が多くて、例えば太陽光発電を使って何か庁舎に来た人のお茶を沸かすとか、そういうことをやったり、妙な使い方が多いんですね。でも、やはり照明というのはそういう意味で非常に目で見えますので、この電気が、この照明が太陽からの贈り物物と言ふと非常にこれ分かりますね。

ということ、その何かモデルで、私は、三・五キロもなくて、いわゆる一戸建ての住宅でしたら二キロワットぐらいで多分十分だと思いますので、それで、ただしそのときに、照明はこう使ったらいいますよというモデルをつくるということとは有効ではないかと考えます。

○藤末健三君 ありがとうございます。

○塚田一郎君 自由民主党の塚田一郎でございます。

四人の参考人の皆様には本日は本当にありがとうございます。

私は石井先生の大ファンでございます。先生は芸術家だと私は思っております。光に光を当てた芸術でありまして、まさに現代の芸術の一つだというふうに認識しております。今日は本場にありがとうございます。是非国会議事堂もすてきにライトアップをしていただきたいなと個人的に思っております。村井先生におかれては、大変コスト削減に努力をいただいていると。これまた霞が関と永田町のは非コンサルをしていただいて、その余力で国会をきれいにライトアップしていただきたい、そんなことを最初に個人的に申し上げさせていただけます。

四人の先生方、時間限りがあるので、最初に質問を申し上げまして、それぞれ御所見をいただければ有り難く思います。二点、大きく分けて御質問させていただきます。

一つは、先ほどから人の意識を変えることが大事だということ、御指摘がありました。大変重要な御指摘だと思います。また、石井先生からは情緒的な省エネではなく合理的な省エネへ転換をしていくというような御示唆もありました。家庭と

職場環境とそれぞれあるんですが、やはり教育現場とか、国民全般にこの省エネを理解をしていただいで啓発していくにはいろんなアプローチがあると思うんですが、そういった教育現場での省エネ教育の可能性も含めて、簡単に結構ですけれども、どのように国民全般にこの省エネを正しく理解をしていただく方法があるのか、この点について御意見をいただきたいのが一点。

もう一点は、サマータイム制度の導入についてそれぞれどのようにお考えになるのか。これは物事ですから、メリット、デメリット、当然ございます。労働環境の問題ですとかその辺も含めて、簡潔で結構ですが、この二点についてそれぞれ御意見をお聞かせいただければと思います。

○参考人(村井哲之君) 簡潔に答えたいと思います。

どちらの問題も、ポイントはやっぱり見える化だと思ふんですね。

今、日本の小学校とかには随分エネルギーの見える化の仕組みが入ってまして、やっぱり見えなければ気が付かないんですね。気が付かなければ考えない、思考しない、対話しない。対話しなければ、思考しなければ行動が変化しないというところがありますので、徹底的な見える化ですね。ですが、その辺りがまだすべてにおいて弱いと思います。国も企業も経営者も。現場に対する見える化、現場の問題は現場でしか解決できないということに基づいた見える化だと思います。

サマータイムも、その辺りの一体成果が何なのかと、メリットが何でデメリットが何かと、これを徹底的に見え化して議論するというのがポイントではないかと、そこから新しい考え方が出てくるんじゃないのかなというふうに思います。

○参考人(中村善雄君) これはやっぱり、僕らは一生懸命地道に努力するしかないということだけにさせていただきたいと思ふます。

あと、やっぱりインターネットの部分のところ登録というやつが非常にアクセスがいいなとい

うのはありまして、きちつとインフォメーションの地盤の上にそういうことをやって、みんながもう少しお互いにアクションできて、それをお互いに何かやれる場をつくるのを組合としては考えたいなというの、組合でどういう普及するかと話しているというところでありますので、一般的なことを言うと、やっぱり手ごたえのある何かやつをしたい、期待をしたいと思つています。

それから、サマータイムのところは、連合内としては明確にまともではありません。先ほどの政策・制度のところでは、サマータイムについては、地球温暖化防止、省エネの効果とともに、ライフスタイル見直しの観点から前向きには検討します。導入に当たっては、長時間労働の懸念や克服すべき課題に対する対応策を明らかにした上で、国民的議論を通じて環境意識とライフスタイルに向けた意識の醸成と合意形成に努めましよう。これが一応、連合として合意をしている部分のところでありまして。

UIゼンセン同盟としては、どうしても、お恥ずかしい話ですが、なかなか時間管理のコンプライアンスができていない実態が非常に多い中で、そのことがやはり長時間労働につながる懸念は現場では持つております。このルールをきちつとできるかどうかという部分のところをいかにクリアできるかなというのが実は産別としての課題でございます。

○参考人(石井幹子君) まず、国民的なといいますか、教育的効果ということ、私は是非日本中の小学校に、もうそれも小さいユニットでいい、一キロワットのユニットで結構ですから太陽光発電を置いて、それが今何ワット発電しているのかという表示を大きくしていただく、そして逆に今学校で何ワット使っているのかという、それも表示していただくというふうな、何かそういう教育キットを各小学校に差し上げて、使ってみて、要するに目で見て体験してもらうということが一つ大事ではないかと思ふます。それから、まだまだいろいろあると思ふますが、ちよつとお時間もあ

れですから。

サマータイム制度の導入につきましては、まず私は、余りこういうことは議論されていいと思ふますが、是非先生方にお考えいただきたいのが、日本というのは大変光文化の豊かなところでございます。これはほとんどの美しい光の祭りが八月、夏行われているんですね。

これは、本州でいいますと、北は青森のねぶた祭り、弘前のねぶた、それから秋田に竿燈といつて竹にいつぱいちようちんを付けて練り歩くとても美しいお祭りがございます。それから、精霊流しでございますとか、それから山鹿灯籠といつて頭に金の灯籠を着けてその中をろうそくを入れて踊ったり、また各地の花火大会、そして大変世界に冠たると思ふますのは京都の大火の送り火ですが、平安時代から一説によると始まったと。

これだけの光文化が豊富な国というのは、世界でこれは本当に類がないんですよ。これはやはり本当に先祖の知恵だと思ふますが、暑い夏はできるだけ夜楽しむと、美しい夜を過ごすということなんです。

そういうことからいいますと、私は、むしろサマータイムの導入などを考える前にもっと議論していただきたいこといっぱいあるのは、例えば八月のお盆のときというのが、八月が一番電気的需求多いんですが、お盆のころは皆さん休むからぐつと減るんですね。七月二十日の海の日なんて、まだ梅雨も明けないうちに休日をやらないうで、これをちよつと移動していただきまして、八月の初めぐらいの例えば木曜日か何かにして、そうするとそこに連休になると。そうするとフタコブラクダになります。ヒトコブラクダを二こぶにすると、その山二つにするということは是非取り上げていただけないかと思ふます。

○参考人(柏木孝夫君) 最初の意識改革は、よく太陽光発電を入れた家庭というのはすごく省エネが進むと。最近燃料電池も商品化されていまして、燃料電池を入れると、おふろに入る時間もその燃料電池の電気を使う時間と合わせて入るよう

になる、まあ逆転、アフオーダブルというよりは、それに合わせた生活、ライフスタイルになると省エネは極めて進むんですよ。

ですからそういう意味では、若年層から、今、石井先生もおっしゃった、私も言おうと思っただんですが、公共の建物、特に小学校、幼稚園とか、やっぱり屋根に入れて、省エネを一点に合せて、校門に今何キロワットアワーで、昨日はこれだけ節約、それをやっぱりお金に換算しておくということも、何キロワットアワーといったって若い人分かりますからね、幾らの節約というふうにした方が、それで節減したもので何か学校の器具を購入するとか、そんなようなゆとりを持った教育という。あとカリキュラムも、エネルギー・環境というのは総合科目ですから、そういうのをどういうふうにとらえるかというのが一つと。

それから二番目のサマータイムは、私は推進なんですけど、反対する業種というのは、まず飲食業ですよ。昼間のうちから例えばビールは飲めないとか、だから遅くなって駄目になるとか。あるいは運送業ですね。運送業は、仕事が始まる前に届けて、終わってからそれを持っていくわけですから、どうしても明るいうちは働かざるを得なくなってくる傾向にあると労働時間が長くなる。労働時間が長くなると、運送業は待つ時間が長くなる、これは嫌だとか。

私、何かいろいろところで調査したことがあって、校長会の会長先生にお伺いしたんです。例えば一時間早くすることによって子供の、若年層に対する健康被害が出るかと、それは出ないと明確におっしゃっておられましたから、そういうことは大丈夫だろうと思っていまして、世の中の通例からいって、これだけインターネット化が進んでくると時間表もそれほどずれてこないでしょうし、やっぱりやる方がいいんじゃないかと、私個人的には思います。

○委員長(山根隆治君) 時間が迫っておりますので、できるだけ参考人を特定して御発言をお願い

したいと思います。

○増子輝彦君 今日では四人の参考人の皆さん、本当にありがとうございます。それぞれ貴重な御意見をいただきました。

時間が余りありませんので、端的にお聞きをしたいと思います。

今、日本は田植がほぼ終わりにかけていまして、非常に田んぼに水が張ってそこに光が、太陽の光が当たってさらに輝いてすごく美しいんですね。こういう自然を是非残したいなと思っ

そういう中で、環境税について四人の参考人の方々から、この環境税についてどういうお考えをお持ちになつておられるかということをお聞かせいただければ有り難いと思います。

○参考人(村井哲之君) 余り詳しくは分からないところもあるんですけど、結局その税をどこに掛けるかと、川上か川下かという部分が大きな議論の一つだと思います。私は、やっぱり使うところ、最終消費段階ですかね、川下に掛けるべきではないかなというところで、それぐらいの意見しかありませんけれども、そのことがポイントかなと思

○参考人(中村善雄君) この件も今連合内としては議論しているところで、今のところ結論は出ておりません。川下課税の方向のところ議論すべきではないかというところの途中経過の議論だと思っております。

産別として考えるときの部分のところでありまして、税を掛けることによって個人の意識、インセンティブにどうするかという効果をベースに置くのか、それとも、一定の対策を取るときに財源で皆さんに負担を求めるところに効果を置くのかということ、多分組合員ベースに問うときには一番そこが論点だろうと思っております。そこをこの議論がなかなかつきりしない部分のところの中では、そういうのが見えるような形で議論をしていただきたいというふうに思っております。

○参考人(石井幹子君) 私は、やはり納めなきゃならないようなものであれば納めるべきだということには思いますが、一方これは、新たに税金をつくりますがこっちはやめますというやめ、取ることばっかりお考えになるのではなくて、やめることも又は減税するということももう片方でやらないと、やはり一般の方たちの賛成は得られないのではないかと今うに考えます。

○参考人(柏木孝夫君) 税はもうオールマイティーですから、それを取って目的税で、環境に對して使うという目的税にするんだとしたら、それは取れるものなりやっぱり取る必要があると思うんですけれども。ただ、個人は反対なんです。グリーン税制みたいな形で、今度の特定道路財源だつて道路に八割行くのかよく分かりませんが、まあ、ああいう既存のものをうまく組み替えてグリーン税制のような格好に持っていく方が私は得策だと思

○加納時男君 ほかにも質問者いらつしやるようですから、私の三十秒ぐらいずつ二問です。

まず、柏木先生に伺います。
この委員会が甘利大臣が、温暖化防止にとつて原子力とヒートポンプが欠かせないと、こういうことを言われたわけです。一番民生部門でも熱需要、これがかぎ握つてい

はヒートポンプについてどのようにお考えですかというのを伺いたいと思

そしてもう一つ、石井先生に伺いたいと思

確かに、先生の作品、明かりは単なる暮らしの手段じゃなくて、今や都市の文化になつてきた。そして、さらにはオペラやミュージカル等の芸術の世界の私は主役

的かつマジシャンだと思つていまして、全く否定はありません。もう全面的に進めるべきだと思います。

原子力からの電力で、ディマンドで熱利用のためのヒートポンプを使うという、これは一つの有力な解であることは間違いないと思

だ、私も二者択一はすべきでないと申し上げている観点から言えば、やはり太陽熱なん

も、これは自然エネルギーで集光して熱を取るということも併せてやはり考えていく、それは消費者がどうい

うタイプを選んでいくかということにゆだねるの

が重要だと思

○参考人(石井幹子君) 御質問ありがとうございます。

私は、光のデザインというのは二十世紀半ばに始まったものでござ

いますので、まだまだやはり一般の方々の御理解というの

が得られていないというふう

に考えております。そして、できるだけ光の美しさというのをあ

らゆる機会に大勢の方々に訴えてい

きたいと思つておりますのと同時に、できるだけ醜い光をなくしてい

きたいと思

○丸川珠代君 ありがとうございます。

今日は、本当に御示唆に富んだお話、それぞれの参考人の皆さん、ありがとうございます。時間もござ

いせんので、一点だけ、柏木参考人にお話を伺いたいと思

います。
都市エネルギーの全体最適化、エネルギーのミックスをどう持

それから、それぞれの、特に効率化にしても、それからどれぐらいのコストを掛けてどのくらい商業化あるいはある程度の一定のベースに持つていくかという、時間軸とコストというのが、それぞれのエネルギーは非常に違いますけれども、そういうものを考え合わせたときに、どういう中期計画なり長期計画というものを持っていて国なり地域が取り組んでいくべきだということふうにお考えでしょうか。この二点です。

○参考人(柏木孝夫君) 地域によってやっぱり地産地消というのは違いますから、それはバイオマスがあって、廃食油が、例えば住民が、市民が立ち上げるコミュニティということになれば、これは廃食油を集めてバイオディーゼルを走らせるとかという手もありますし、あるいは事業者が出てきて太陽電池集中導入だとか、いろんなケースがあると思うんですね。ですから、そう考えるとやはり地産地消のシステムも地域によって変わってくるわけですから、地域新エネルギー・ネーターのような制度というのは極めて重要になってくると思います。

特に今六十過ぎて比較的自由な時間をお持ちの方が多くに聞いています、私の同級生も大分もう自治体活動をやっていると、極めて有能なんです。もったいないわけで、新しいそういう、ある時間だけ働いて、自分の今までの長年の経験を生かした、かつ国が、やっぱり国が認知する必要あると思うんですよ。国が認知した地域新エネルギー・ネーター制度みたいなものをやって、それでそれを地域地域に、分かっているのは地域地域ですから地域地域にその権利を移して、そこの中で例えば活躍してもらうような制度というのはやっぱり必要不可欠なというふうに思っています。

あと、時間のロードマップというのは、これは難しく、一応現状においてもいろいろなところで新しい技術開発のロードマップというのは何年いつごろ出ると、幾らぐらい出るかというのはありますから、それもうそういうロードマップ

がいれば、この地域は幾らぐらいの範囲内で省エネを進めて新エネルギーの高のところを入れる、このシステムが入って、それが時代とともに変化していくようにすればいいのかなというふうに思っています。ロードマップが一応用意されていますので、それをベースにしながら、やっぱり選ぶ人が必要になってくるということだと思っていますが、難しい問題ですよ、今のはね。非常に難しい課題だと思います。

○藤原正司君 言いつ放しのこともありますのでよろしく。
柏木参考人、私一昨日一時間ほど質問させていただきましたが、柏木参考人のお話を聞いて我が意を得たりと。ただし、私どもの考え方はこの永田町では少数意見になりがちでございます。それは政治受けをねらうと野党を超えた政党と政府、このためです。ですから、技術的な、科学的な議論が欠けているという意味において、是非これから柏木参考人、世論をつくらなければならぬ努力をいただきたいし、私も後ろの方をちょこちょこ突きながら頑張っていきたいと思っております。

それから、石井参考人にもお話ししますが、私も実は神戸の須磨におりまして、先生が造っていただいた明石大橋、家へ帰るとき、帰って夜だけは見させていたいただいておりました。それで、先生のおっしゃることというのは本当に大事なことで、温暖化対策というのは今世紀いっぱい掛けた大事業でありまして、この間、暗く寒い世界を百年間やるのかと、そんなことはおかしいわけで、根本的に減らすべきところと、そして心まで失わないところとどういうふうに分けていくかということとがとても大事で、その上で石井先生のお仕事というのは物すごい大事な意味があるというふうに思っております。

中村参考人に一点だけ質問します。中村参考人の場合は、チェーン店に働く皆さん方をカバーされていると。そういう意味で御出席いただいている

と思っていますんですが、その場合に、今回、チェーン店など小さな事業所を集めて一定規模になると省エネ管理の対象にする、こういうことについて御注文があればいただきたい。

○参考人(中村善雄君) ありがとうございます。本来のところできちんとできる仕組みでやるという方向で進めて、この方向をきちっと出していただきたい。その上で、管理の中身の部分について、産業状況等も目配りのとうか、ところの施策をいろいろとまた置いて進めていくようなことを考えていただきたいということで、一律さげちぎちというところではなかなか現場のところは大変かなということでもあります。

○鈴木陽悦君 どうも皆様、御苦勞までございました。
石井先生、秋田の竿燈を御紹介いただいてありがとうございます。私は秋田でございます。済みません、質問は柏木さんにさせていただきたいと思ひます。

今日は国家エネルギー戦略の中で、地球益というお言葉にも非常に私感動を覚えまして、それから省エネ、新エネ、原子力、この三点セットのお話。最近では、排出ガスのCO₂の話では二〇五〇年目標で六〇％から八〇％という、これがどうも独り歩きしている部分がありますけれども、そのCO₂の削減はいいんですが、じゃ、いざその新しいエネルギーといいますが、将来的なエネルギーのベースというのは一体何になるのか。この辺はさつき先生がおっしゃったようにグラッドデザインがまだなかなか描き切れてないという感じがするんです。

原子力は資源は限りがあります。それから、バイオは今つなぎかなという話も出ていますけれども、ですから先生の将来的な二〇五〇年、それからその先を見越した中心になっていくエネルギーの目線というのはどこにあるのか、それを是非教えてくださいたいと思います。

○参考人(柏木孝夫君) 二〇五〇年以降というのはちよつと言いつらいんですが、私は大規模のメ

ガインフラは残っていくと思っています。よく分散型だけでやっていけると言う人がいるんですが、やっぱりそうはならないだろうと思ひて、それは国の産業構造によつても違ふと思ひますけれども。

そうすると、我が国はこれだけ国策民営で原子力を進めてきましたから、そういう意味では、原子力は、核燃料サイクルの技術開発と技術立国日本ということを言うのであれば、それは意思を持って挙動態勢でやっていただく方がよろしいのかなと私個人的には思ひておまして。たくさんある石炭に関しては、ガス化してコンバインド、ガス化するというところは石炭を固体を空気中の酸素とか入れながら水素、CO、CO₂に分けるんですよ。ガスにするというのはタービンが回せるんですよ。タービンが回せると排熱が六百度ぐらい出ますから、これでまた蒸気タービンが回せる。ガス化するときにはCO、CO₂が分かれま

から、取りやすくなるという、ある意味じゃCO₂の対策としてはガス化プロセスというのはすごく都合が良く、高効率になって、発電効率は五〇％以上行きますからね。高効率になって、CO₂を、CCSと言われているキャプチャー・アンド・ストレージですね、取つてどこかに。ただ、埋めるところを見付けなきゃいけませんから、それは問題なんですけれども、石炭の大規模メガインフラということになればそういうCCSと絡ませると。

ただ、それが全体のやはり五割、六割、七割ぐらいのオーダーだろうと私は計算して、あとの三〇パー、四〇パーぐらいが地産地消のシステムで自然エネルギー系で賄う。それがうまく重ね合つたときというのが私個人の考え方です。

○藤末健三君 私、もう最後にちよつとお聞きしたいのは、村井参考人にお聞きしたいのは、ESCO、省エネを進めて、これからその分、下がった分だけお金をいただくというビジネスが非常に今は厳しいという話をお聞きしています。一つには、エネルギー価格が高騰して、省エネ

を、実際にエネルギー使用量を落としても、エネルギー価格が上昇したためにその使用した金額は落ちないがゆえにお金もらえないということで大分、実は知り合いのESCO会社が倒産されたんです。そういう問題に対してどういうふうに対応すべきかということを、政策的な何かサジェスチョンをいただければと思います。お願いします。

○参考人(村井哲之君) ありがとうございます。

本場にまさに今言った状況があって、日本のESCOに関しては、エネサンプという会社がある。厳しくなると以降ESCOはないというふうに言われているような状況も聞いておりまして、やはり使用量は下がるわけですから、それは結果的には温暖化の対策、防止にもなるので、そこにスポットを当ててそれで担保するといえますか、使用量が下がったのであればお客様が納得してお金を払う世界、そこには補助金の仕組みとかがあると思う、そういったものを是非つくっていただければというふうに思っています。使用量をきちっと評価するところがポイントかなというふうに思います。

○藤末健三君 個人的にはガイドラインを作るというのもあると思っていますので、そういうことをいろいろちよつと国会の中で提案していきたいと思っておりますので、御指導ください。お願いいたします。

○参考人(村井哲之君) はい。私もデータを作って頑張ろうと思っています。

○委員長(山根隆治君) 予定の時刻が参りましたので、参考人に対する質疑はこの程度といたします。

参考人の方々には、長時間にわたり有益な御意見を述べただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して御礼を申し上げます。(拍手)
午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開会

○委員長(山根隆治君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に農林水産大臣官房審議官佐々木昭博君、経済産業省産業技術環境局長石田徹君、資源エネルギー庁長官望月晴文君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長上田隆之君、資源エネルギー庁資源・燃料部長北川慎介君、国土交通省住宅局長和泉洋人君、環境大臣官房審議官谷津龍太郎君及び環境省水・大気環境局長竹本和彦君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山根隆治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山根隆治君) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○姫井由美子君 失礼いたします。民主党の姫井由美子です。

前回の委員会に引き続きまして、この両法案につきまして質問をしたいと思っております。

まず最初に、甘利大臣は、最初から資源外交ということに大変注目いたしましてアフリカ外交をいたしました。私はその行動を高く評価しております。今やこの資源、エネルギーというのは、経済活動に欠かせないだけでなく、私はこれは、資

源、エネルギーというのは外交でもあり国防でもあるというふうにも思っております。

しかし、日本のエネルギー戦略といえますと、ともすれば状況対応型という部分を見てしまいがちです。もちろん、状況対応することは悪いことではないんですけれども、まず七〇年以降の原油価格の動きを見ますと、まず原油の値段が上がってくと慌てて新エネルギー政策を立てていく。そして、一九七四年のサンシャイン計画もオイルショックのときでした。八〇年の代替エネルギー法の導入も、原油が急騰したとき。そういったエネルギー政策は石油価格の動向と余りにも密接に進められ過ぎておりまして、長期的な展望というもの、ともすれば私たち国民にとつて見失いがちになりますし、それが経済活動あるいはいろいろな産業にも影響を与えているのではないかというふうに思います。

そこでまず、このバイオマスエネルギーの政策、これについて経済産業省はどのように位置付けているのか、甘利大臣にお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(甘利明君) 御指摘のとおり、資源政策、資源エネルギー政策というのは、産業政策上位置付けられると同時に、国家安全保障の問題でもあるかと思っております。

我が国は、二度のオイルショックの経験を踏まえて、一九八〇年に、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、いわゆる代エネ法がありますが、これを制定しまして、エネルギー源の多様化を進めてきたわけであります。当時、石油代替エネルギーとしては、石炭の液化であるとか太陽光であるとか、あるいは地熱等が中心であったというふうに理解をいたしております。

その後、地球温暖化問題への対応が急務となる中で、再生可能エネルギーでありますバイオマスエネルギーの活用を促進する重要性も増してきたわけでございます。そのために、二〇〇二年に新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の政

令を改正をいたしまして、バイオマスエネルギーを新エネルギーとして位置付けたわけであります。さらに、二〇〇六年の五月に策定をされました新・国家エネルギー戦略であるとか、昨年の五月に策定をされました次世代自動車・燃料イニシアティブにおきまして、バイオマス燃料の利用拡大を戦略の一つとして掲げております。

また、農水省と連携をしまして、バイオ燃料技術革新計画というものを本年三月に策定をしまして、本計画に基づきまして、食料と競合をしないバイオ燃料の製造技術開発であるとか実証事業を進めることといたしております。

今後とも、関係各省との連携の下に、食料問題や環境問題に配慮をしつつ、重要なエネルギー政策の一つとしてバイオマスエネルギーの推進に努めてまいります。

○姫井由美子君 ありがとうございます。

このバイオ燃料は地球温暖化対策としても非常に有効だと思います。このバイオ燃料がより安心して使用できるように普及することを期待している者の一人です。

そして、政府はこのバイオ燃料の普及のため、沖縄の宮古島にバイオエタノール・アイランド構想といたしまして一大構想を打ち立て、そして実証実験に入られたわけですね。これは、島内、E3という直接混合方式を採用することによってすべてのガソリンスタンドでいうことを当初目標にしておりましたが、実際のところは、すべてではなく、半分以下のスタンドでしか売られなかったというふうにも伺っています。

この実証事業の成果が上がらなかった一つに、石油連盟等業界の協力が得られず、全島E3化は見送られたというふうにも伺っておりますが、なぜこういう事態が起こったのでしょうか、お伺いしたいと思っております。

○大臣政務官(荻原健司君) お答え申し上げます。バイオエタノール・アイランド構想、これは御指摘のとおりでございます。宮古島で農水省、環

境省と連携をしながら事業を進めているわけなん
でございますけれども、まず、この本構想につ
きましては、関係者との調整の結果、現在四か所の
ガソリンスタンドで実証を開始をしているわけで
ございます。この実証事業について、そのガソリ
ンの供給につきましては石油会社の協力は得られ
ているという認識でございます。

この本実証事業は、コスト削減のためのデー
タを取るための実証事業ということでございま
す。この事業規模であっても重要なデータを得る
ことは可能であるというふうに我々は考えていま
す。例えば、燃料製造装置の効率的な運転である
とか、エタノール製造に伴い発生する副産物の利
活用など、こういったデータを取るには十分であ
るというふうに認識をしておりますけれども、い
ずれにしても、今後、事業の進捗に応じまして、
本構想を更に発展させていきたいと考えてござい
ます。

○姫井由美子君 当初、宮古島の車すべてE3で
動いているというふうにも思っておりましたし、
また、地産地消、サトウキビから作るバイオエ
タノールですが、地産地消で一つの島全体が動か
されていく、こういうふうな夢を描いたわけです
けれども、こういった一つ一つの政策の成果、こ
れが重要だというふうに思います。

一方、石油業界では、イソブテンを有効利用で
きるETBEを進める独自の方針も出しております
。しかし、このETBEは、混和する施設の問題
などから、今後、輸送用燃料の主流にはならな
いのではないかとという懸念もありますし、
そういった意味では、今後の将来的な、長期的な
方針と政策とはそこが異なるのかという懸念もあ
りますけれども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(萩原健司君) お答え申し上げます
と思います。

まず、経済産業省では、石油連盟が行いますE
TBE混合の流通の実証事業にも支援をしてお
りますし、先ほど来お話しのパイオエタノール、E
3の方にも支援をしておりますので、両方式につ

いて検討を進めております。したがって、石
油業界がETBE方式を進めていることにつ
いて、我々の方針と矛盾するものはないというふう
に考えています。

また、ETBEが今後の燃料の主流になるかど
うかということにつきましては、一義的には民間
事業者の方であるとか、需要家といましよう
か、消費者の皆さんの判断によるものではないか
というふうに考えています。

我々としては、その混合方式にかかわ
らずに、バイオ燃料の普及ということがやはり重
要、そしてさらには、安全、安心というのがやは
り重要だと思っておりますので、今後は制度、設
備をしっかりと進めていきたいと思っております
し、また、関係省庁ともしっかりと連携を取っ
ていきたいというふうに考えております。

○姫井由美子君 先ほど、経済産業省は両方式を
進めていくというふうに言われました。今後、こ
の両方式を進めていくことが世界のエネルギー動
向からどうなのかという問題はまた後で何とい
たしまして、一方、ETBEは化学物質審査規制
法、いわゆる化審法という中で第二種監視化学物
質と判定され、人への長期毒性のおそれの疑いも
あるというふうに言われております。こういった
悪影響があるのか、あるいは環境汚染へのリスク
の評価などをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(北川慎介君) お答え申し上げま
す。

ETBEにつきましては、これはフランス、ス
ペイン、ドイツ、こういったところで既にエタ
ノール燃料として広く利用されておるところであ
ります。我が国においては使おうとしたりして、我
々が国にとつては新規の化学物質であったというこ
とでございまして、その意味に当たりまして化学
物質の審査に関する法律、これの審査を受ける必
要がございました。

その審査の結果、ETBEは平成十七年に第二
種監視化学物質相当と判定されました。これがど
のような影響があるかということにつきまして、

当省といたしましては、今後これから使われるで
あらうという見込みの下に、平成十八年度から二
年間、人へのリスクにつきまして専門家から成る
委員会を組織して評価する調査を行っていただ
いたところでございます。本年三月にその調査結果
がまとめられてございます。

調査結果をかいつまずんで申し上げますと、大気
中に揮発したETBEの影響、それから地下水に
ばに漏れいしていった場合、これを人が飲用する
場合と、この二通りのことを考えまして評価をさ
れてございます。

その調査結果を申し上げますと、大気経由で人が吸
入する場合のリスク、これにつきましては、現状
のガソリンの生産、物流、利用の状況におきまし
て健康影響が懸念されることは認められておらな
いということでございます。それからもう一つ
の、地下水経由で人が飲用する場合のリスク、こ
れにつきましては、実際にETBEが地下水に漏
れいする確率がそもそも非常に低いであろうとい
うこと、さらにその上で、仮に漏れいした場合で
あっても、通常の適切な管理によりまして早期発
見と拡散防止対策ができれば健康被害の可能性は
ほとんどないと、このように推定されておしま
す。

このように、総じて申し上げますと、現状の石
油製品の生産、流通、利用、この実態に照らして
考えますと、ETBEにつきましては人への健康
に悪影響を与える可能性はほとんどないものと推
定されると、こういった結果になってございま
す。

○姫井由美子君 直接混合のE3とETBE、そ
れぞれにメリット、デメリットがある。この石油
業界がETBEに至った理由の一つには、E3に
対するデメリットを挙げております。それは、バ
イオエタノールを直接混合することによりまし
て、エタノールを混ぜるときに水分が混入してオ
クタン価が下がる、そしてガソリンの蒸気圧が上
昇して光化学スモッグの原因ガスが発生するなど
と言われています。

E3に関しても同じく質問なんですけれども、
環境に対してどういう影響があるのでしょうか。
また、今後、環境省の方では、E3からE10、実
際にE10の実証実験、車等の実験も行われており
ますけれども、さらに、E10が普及した場合の光
化学スモッグ等の発生につきましてどういった影
響があるのか、調査されていたら伺いたいと思
います。

○政府参考人(竹本和彦君) ただいま委員の方か
ら御指摘のございました光化学スモッグの原因と
いたしまして、窒素酸化物とか炭化水素、こう
いったものが大気中で複雑な反応がございまして
発生をするということでございますが、これらの
窒素酸化物、炭化水素につきましては、ガソリン
にエタノールを混合するというようなことから排
出量に変化がある点について懸念がございます。
しかしながら、現在、揮発油等の品質の確保等に
関する法律など、関係法令によりましてエタノ
ール混合の上限値が定められておるところでござ
います。こうした上限の範囲であれば、いわゆるE
3も含まれるわけでございますが、この範囲であ
ればこれらの大気汚染による問題はないというよ
うに判断をしておるところでございます。

さらに、E10でございますが、これにつきま
しても、先生御指摘のとおり、私ども環境省の方で
平成十七年度から調査をやっております。私ど
も調査の結果によりましては特段大きな
問題は認められていないわけでございますが、私
どもとしましては、E10の使用によって大気環境
への影響が生じないよう、引き続きしっかりと調
査を進めていきたいと考えているところでござ
います。

○姫井由美子君 特に今回のE3に関しては、今
回の品確法がしっかりと制定されて、それを十分
守ることによって保証されるということだ
というふうに思います。
そこで、この法案についてお伺いしたいと思います。
今回のこの品確法の法案では、混和事業者に登

録を義務付けるということで、違反歴の有無や設備の有無、こういったことが登録要件となつています。しかし、この事業者といふのはいろいろな、この品確法の要件以外にも、消防法の要件ですとかいろいろな要件を整備しなければならぬということ、さらにこの品質確認のための装置などをそろえる必要もあります。実際に登録するにはハードルが高そうということで、これに、この法律によつて新規参入者が障害にならないようにということも、一方ではこれは普及しなければいけない事業ですので、参入障害にならないようにしてほしいと思つております。

適切な品質のバイオ燃料混合ガソリンあるいは軽油を作るのに最低限必要な設備について、今後省令で定めるとなつていますが、具体的にどういう基準を考へていられるのでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 御指摘の基準でございませうけれども、この改正案自身は、バイオ燃料の円滑な導入を促進する観点から、どこでも安心して適正品質のバイオ燃料を利用可能とするための必要な措置を講じているものであります。

ガソリンや軽油にバイオ燃料を混合する際に、問題は、濃度管理が不十分であつたり均一に混合されていない場合には規格に適合したガソリンや軽油が製造できず、結果的に自動車の安全性や排ガス性能などに悪影響を及ぼすおそれがあるということでございます。このため、この改正案においては、バイオ燃料混和事業者である特定加工業者に対して、適正な品質のバイオ燃料混合ガソリンあるいは軽油を製造するための設備を有することを要件として事前の登録を義務付けております。この設備要件は省令において定めることとしておりますが、具体的には、バイオ燃料の混和に当たつて適切に濃度管理を行い得ること、あるいはバイオ燃料を均一に混和できることを考へております。

例えば、米国においては、ガソリンにエタノールを混和する場合にはラインブレンダーと呼ばれるガソリンとエタノールを一定流量で均一に混和

する設備を利用していると承知いたしております。

それからまた、委員御指摘の消防法等につきましては、扱うものが揮発油である以上、これは現行の消防法の規定は常に適用されるということでございますので、この混和事業者として改めて追加的に今度義務が生ずるのは以上のこの登録義務等でございます。

○姫井由美子君 さらに、このバイオ燃料を普及させるためには、当面の間、補助金などで支援する誘導策も必要かと思われまふけれども、予算措置についてどう考へていられるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(望月晴文君) 特に国産のバイオ燃料ということ考へますと、その利用促進は、エネルギー源の多様化とか地球温暖化対策の観点からのみならず、先ほど来御議論になつておりますように、地域経済の活性化ということからも期待されるわけでありませう。ただ、国産バイオ燃料は、現時点では輸入したものと比較しまして一般的に高コストであることから、私どもといたしましては、民間活力の最大限の活用などの観点から、低コスト化のための技術開発、あるいはこれを円滑に導入するための社会システムの構築を図るための実証事業、先ほどの宮古島のようなものでございませうけれども、それから初期需要をつくるための導入支援といったところに予算を集中的に投入をし、費用対効果の高い施策の実施に努めております。

例えば、セルロース系の資源作物から大量かつ低コストでバイオ燃料を生産する技術開発、あるいは今申し上げましたように宮古島におけるE3実証事業において、原料の確保からバイオマス燃料の製造、流通までのトータルな社会システムの構築などを目的とした実証事業を実施するというところでございませう。

今後とも、国産バイオ燃料の利用の取組が普及するよう、引き続き適時適切に支援を行つてまいりたいと思ひます。

○姫井由美子君 是非よろしくお願いいたします。

続いて、このバイオ燃料をつくる基になる資源の確保についてお伺ひしたいと思ひます。

昨日の毎日新聞の方に、食料の高騰によりまして欧州の方ではバイオ燃料に対する奨励金の廃止というものを打ち出したというふうなことが載つていました。日本でもこの食料の高騰、あるいは食料自給率が悪い我が国では大変な問題かと思ひますが、バイオエタノールの問題は食料需給と競合するという見方もあります。世界的、もちろん日本もそうですが、食料不足の中で、今後食料を使うというのは摩擦を生むと思ひますが、この点、農林水産省はどう考へるのか。あるいは、この食料資源と競合しないバイオ燃料としてセルロース系のバイオ燃料、エタノールがあります。

国内の休耕田を利用すれば年間六百万トンのエタノール生産ができるという試算をしていられるところもありますし、エネ庁でも休耕田と木材、セルロースを使つて六百万トンという試算を出している文書を見たことがございませうけれども、しかし実際休耕田がばらばらでは難しいようにも思ひます。

今後、この休耕田を利用するに当たつての施策等、何か考へていただらうお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(佐々木昭博君) バイオ燃料の原料でございませうけれども、これは食料やえさ、飼料として利用可能なものもございませう。こうしたことから、バイオ燃料の生産拡大が食料や飼料の安定供給に支障を来すことは回避すべきというように考へております。このため、昨日ですが成立いたしました農林漁業バイオ燃料法に基づいて定めます基本方針の中では、当面は実用段階にございませう糖質あるいはでん粉質の原料を利用することになります。この場合にありまして、食料や飼料の用途には供されな糖みつなどの副産物や規格外の農産物を利用することとしまして、中

長期的には食料や飼料の需給に影響のない稲わ

ら、間伐材などのセルロース系原料や耕作放棄地などを活用して作付けられた資源作物の利用を基本としていきたいと思ひます。このような考への下で、二十年度予算におきましては、食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用バイオマスを有効に活用した日本型バイオ燃料生産拡大対策を新たに開始することとしていられるところでございます。

お尋ねの農地の取りまとめのようなものにつきましては、当然その地域の実情に応じた生産というものが必要になつてまいります。これについて地域でしっかりと検討して、有効な活用方式を考へていかなければいけないということ、もちろんその前提として、高バイオマス量、大きな作物ができるような資源作物の開発、そして効率的なエネルギー変換といった技術開発が前提となるのは当然なこと考へております。

以上でございます。

○姫井由美子君 さらに、バイオマス資源を確保するためにはアジア等の資源も有効に利用する必要がありますかと思ひます。また一方で、このバイオマス燃料というものは地球温暖化対策としてということですので、アジアの国々のバイオ燃料利用を支援することも大事だと思ひますが、環境省ではどのような支援をしていらつしやいますでしょうか。

○政府参考人(谷津龍太郎君) お答え申し上げます。

御指摘のアジアでございませうけれども、近年、急速な経済成長を遂げておりまして、これに伴つて温室効果ガスの排出の伸びも著しいという中で、アジア地域におきまして温室効果ガスの排出抑制対策は大変重要と認識をしております。御指摘のバイオ燃料の普及も含めまして、途上国の取組を支援していく必要があると思ひます。

環境省としての支援策でございませうけれども、途上国が京都メカニズムでございませうクリーン開発メカニズム、いわゆるCDM、これのプロジェクトを形成するための能力向上のための事業、ま

たCDMの具体的な案件形成に向けた実施可能性調査などの事業を行っているところでございます。その中で、アジアを中心に、一部アフリカにおいてバイオガス発電、またバイオマス燃料製造販売などに関するCDMプロジェクトの発掘や案件の形成支援を実施しているところでございまして、引き続きこうした支援を継続してまいりたいと考えております。

○姫井由美子君 環境省が支援をしている事業の中で、大阪府の建築廃材からエタノールを作るといふバイオエタノール・ジャパン・関西の事業、そして家庭から出るごみを分別して生ごみからエタノールを作るといふ北九州での新日鉄エンジニアリングの事業等があるかと思ひます。

このように、リサイクルと組み合わせたバイオエネルギー生産について今後の技術開発や支援について伺いたいと思ひます。

○政府参考人(谷津龍太郎君) 御指摘の事業は、ごみゼロ社会、循環型社会と低炭素社会の両立を図るという意味で環境省が具体的に取り組んでいる事業でございます。

御指摘の大阪におきましての廃木材を原料としたバイオエタノールの製造技術開発、それを利用したE3の大規模実証事業を実施しているところでございます。

また、今後でございますけれども、建築廃材以外にも、草木質系のセルロースを原料としたエタノール製造技術、また食品廃棄物、主には油でございすけれども、これを原料としたバイオディーゼルなどの製造技術の開発に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、昨年度からでございますけれども、エタノールを一〇％混合したE10の実用化に係る技術開発や実証実験などにも取り組んでおりまして、総合的にバイオ燃料に関する技術開発を推進してまいりたいと考えております。

○姫井由美子君 同じような廃棄物利用の一環では、私の岡山県真庭市の方では、バイオマスタウン真庭といったしまして、県北ですから、林業から

出てくる木材、この廃材を利用いたしまして、バイオマスを活用したバイオ燃料だけでなく町づくりもしております。

このように、食料と競合しないエタノール製造、これはこれからの理想だと思ひますが、一方、セルロース系のエタノールというものは、それを分解するときに硫酸を使うということで、実際まだ、いろいろな人体あるいは環境等に危険な部分も残っております。今後、そういった硫酸ではなく微生物で分解するといったような方法、研究も進めないといけないと思ひますが、この研究がどこまで進んでいるのか、あるいは木材などをエタノールにするためには細かく裁断する必要等ありまして、その施設等、そこまでの段階でコストが高く付き、結果的にはエタノールそのものが高い値段になったりいたします。

こういったことが実用化されるまでのぐらゐ研究が進んでいるのかということも併せて伺いたいと思ひます。

○政府参考人(北川慎介君) お答え申し上げます。

セルロース系エタノールにつきましては、御指摘のとおり、木材あるいは稲わらあるいは資源作物、これらをもとにいたしまして、糖化あるいは発酵しやすいように前処理、硫酸などを使って前処理をしている、その上でセルロースを酵素、微生物によりまして糖化、発酵させると、こういったことででき上がってくるわけでありまして、現状、純粋に商業ベースに乗るほどのコストにはなっておりません、大変高いコストでございます。具体的には幾つか解決すべき段階ごとの課題がございます。まず一つは、その原料、これを集中、大量に集められるかどうか、それからエタノールにする際の転換の処理技術、酵素のコストが高いんではないか、あるいは発酵廃液をどうするか、あるいは設備をコンパクトに効率的にするにはどうしたらいいかと、こういった技術開発が大変重要になってきてございます。

このため、私も経済産業省と農林水産省さんが連携いたしまして、今後重点的に取り組むべき研究課題、これをどうするかということで、バイオ燃料技術革新計画というものを本年三月に取りまとめました。この計画におきましては、例えば二〇一五年をめどにセルロース系原料からエタノールを大量かつ商業ベースに乗るコストで生産できる、こういった技術革新の実現を目指してございます。こういった計画に基づきまして開発を進め、関係省と連携を取りながらセルロース系バイオ燃料の利用推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○姫井由美子君 先ほどの幾つかの問題点の一つに、大量に集められるかどうかというふうにございました。真庭市では今後の、多分これが、バイオ燃料が地産地消の燃料として、地域おこしだけでなく、これからの環境を見据えた日本の将来の新エネルギー構想の中に入るだろうということ、実用化を見据えて、本年度はその集積場を造るということで予算を立てております。こういったエネルギーパーク構想はエネルギー庁さんの支援でされていることかと思ひますけれども、是非よろしく願ひたいと思ひます。

経済産業省では、農工商連携というものも事業で私たちの委員会では採択されたかと思ひます。まさにこのバイオ燃料等新エネルギーは農業と工業が融合した新産業をつくり出してこそ実現できるといふふうに思ひますので、一緒に取り組みたいというふうにしてございます。

そして、またちよつと地元の話になつてしまふんですけれども、岡山県津山市という、これも県北の町なんです、ここでは国内最大級の風力発電所の計画、これに着手をいたしました。今回、太陽光発電が更に見直されて十倍ということ、大きな目標の下に進められているようですけれども、風力発電も、日本ではなじみがないとはいへ、やはり使えるものはすべて使うというこの自然エネルギーの構想というものは大事かというふうには思ひます。

は、ともすれば、しばらく日本が停滞していたために海外に軸足を移しているように思われまして、今朝の参考人からの、戦略なくして国策なしと言われましてけれども、しっかりと我が国の戦略を持つてこの自然エネルギーの活用もしていただきたいと思ひますが、今後、この政策対応の遅れについてはどのように回復あるいは対策を取っていくのか、その方向性等をお伺ひしたいと思ひます。

○大臣政務官(萩原健司君) 新エネルギーの導入促進のために現在、我々、技術開発であるとか導入支援、あるいは電気事業者によりまして新エネルギー等の利用に関する特別措置法、いわゆるRPS法の着実な推進に取り組んでいるところでございます。

現時点では、主要国の一次エネルギー供給に占める再生エネルギーの割合というのは、我が国、日本は五・一％、アメリカが六％、ドイツが四・七％、イギリスが一・七％ということでございますので、他の先進国と比べてまして遜色のない状況にあるのではないかとこのように認識しております。

こうした中、ヨーロッパ、EU等を中心に、再生可能エネルギーの導入につきまして中期的な目標を掲げ、取組を強化する動きが見られていて、ところでございまして、我々日本、我が国におきましても、新エネルギーにつきまして、得意分野はたくさんあると思ひますから、こういう分野を更に伸ばして抜本的な取組を打ち出していききたい、これが重要だと考えています。

このため、現在、総合資源エネルギー調査会におきまして新エネルギー対策の抜本的強化につきまして御議論を行つていただいております。太陽光発電の抜本的普及対策等につきまして速やかに総合的な検討をしていきたいというふうにございます。

○姫井由美子君 今までの流れを聞いておりまして、日本は新エネルギー、自然エネルギー、あるいは代替エネルギー、いろいろな政策を打ち立てま

すが、あるところに行くとも世界から遅れてしまう。せっかく最初トップを走ったにもかかわらず、その政策の長期的な取組がなされないためという部分がどうも感じてなりません。最初経済産業省が、今回のバイオ燃料、この方向性に関しまして、E T B Eと直接混合のE 3、両方を行っていくんだというふうに言われました。しかし、本当に十年、二十年見据えた長期的なときにはどちらが残っているのか、そういったものも明確に今リーダーシップを取って私は打ち出すべきではないかというふうに思います。

今や世界の多くの国はバイオエタノールの開発を進めており、特に開発が進んでいると言われるアメリカでは、バイオリファイナリーを二十一世紀の新規産業と位置付けて国家政策の中心として支援しています。このセルロース系のエタノール、これは二、三年後には一ガロン当たり一・五ドルという低価格で生産できるとも言われています。せっかく私たち経済産業委員会では、特許に関してグローバルに世界に対抗するためにというふうな改正法案を通しましたが、このエタノールにつきましては、ともすればアメリカに先にパテントを取られてしまつて、しかし、日本のこのせつかくの発明までもアメリカにビジネスとしても経済としても後れを取つてしまつて、そんな懸念をされています。特にこのバイオ関係、日本が得意分野の一つでもあると思われていますけれども、今のこの世界のバイオエネルギーの開発状況をどう御覧になつていますか、甘利大臣にお伺いしたいと思っています。

○国務大臣(甘利明君) バイオ燃料の導入につきましては、いろんな視点からの議論や問題提起があることは事実であります。食料との競合であるとか、あるいは生態系への影響だとか、供給の安定的な確保であるとか、あるいは経済性、そういった様々な課題がありますし、また、国によって普及の程度や主流となつていく方式等に差異があります。日本では二つの方式が同時並行で検討されているわけですが、そうしたために、

各国が置かれている状況の違いに応じて戦略的に導入を進めていく必要があると考えております。我が国も、我が国の置かれている状況を踏まえ、戦略的な対応を行つてきておりまして、例えば経済産業省と農水省との連携でありまして、本年三月に、今後重点的に取り組むべき研究開発課題であるとかその解決に向けた道筋というものを示しましたバイオマス燃料技術革新計画というのを取りまとめまして、セルロース系のバイオエタノールの技術開発を計画的に推進をしているわけがあります。

また、昨年五月には、輸送分野における環境エネルギー対策といたしまして、燃料分野だけではなくて、我が国が高い技術力を有する自動車であるとか、あるいはIT技術も含めた総合的な取組を推進すると、関係業界に集まっていたさまざまな次世代自動車・燃料イニシアティブというものを取りまとめました。これに基づく具体的な施策を展開しているところであります。

今後とも、これらの計画、戦略に基づきまして、我が国の特性に応じた強みを生かしまして、バイオ燃料を含めた総合的な自動車燃料の技術開発というものを進めてまいりたいと思つております。

○姫井由美子君 戦略を練るためには、やはり現状分析が大切かと思ひます。そんな世界のバイオ燃料の現状分析が、今回のこの質問に際しましていろいろと聞いてまいりましたら、各省庁少しづつ違つていらっしゃるんですね。例えば、欧州ではE T B Eだと言われたり、いや、欧州もE T B EからもうE 10の方に向かつていると言われたり、やはりそこを明確に一致させ、共同認識から新たに日本の方向性を見出すことが大事かというふうに思います。

私の住む岡山市ですけれども、岡山市に中国精油という、ガソリンをこれは販売している業者がいます。ここは、将来的にはバイオエタノールがこれから主流になるというふうに目を向けて、ブレンダー事業としてひそかに社員を教育し、その

準備をしております。そして、大阪府のエコ燃料実用化実証事業につきましては、環境省の公募に手を挙げまして、唯一、日本でただ一つ今E 3をブレンダーできる業者としております。

環境省では、その会社にはこれからの我が国のいろんなデータを蓄積する宝だと言われ、しかし一方、同じような石油業界からは、将来的にはE T B Eになるのにそんなことをしてもというふうな言われ、私はこの評価の差が非常に悲しいというふうに思ふんです。それは、やはり政府やどこかが一本化した方針を立てて、将来の展望をしつかりと業界そして現場にまで行き届けてほしいというふうに思います。

この政策がしっかりと通るかどうかは現場の意識改革が必要ということも今朝の参考人の意見からたくさん上がつてまいりました。現場の意見を聞くということは業界の意見を聞くということにもなるかと思ひます。しかし、この国がどの方向に行くのか、世界はどの方向か、その方針を決めるこのリーダーを、かじ取りをするのは、私は業界ではなくて政治だというふうに思つています。

しっかりと、そこがばらばらにならないために、このエネルギー政策に関しまして、今は経済産業省、環境省、農林水産省、もちろんネットワークを組んで連携をしていると言われますが、もっと緊密に一元化、あるいは一か所でこれをすべて采配するような英断ができないでしょうか。かつて小泉内閣のときに平沼経産大臣が、石油特会を財政措置をして一部を地球温暖化に回すといった省庁の縦割りの弊害を乗り越えた政策を、これも出されました。

今後、地球温暖化問題は環境問題であると同時に経済問題だということは、前回の藤原委員からの御質問でも明らかになつたように、かつての経済活動が環境を破壊したと言われておりましたけれども、国民生活を守りながら地球環境を維持していくためにはやはり経済というものを切つても切り離せないと思ひます。

そういった意味でも、経済産業省に託されたこ

れからの資源、エネルギーを引っ張っていく施策は大事だと思ひますので、是非頑張つていただきたいと思います。要望ですけれども、何かありましたら、一言よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(甘利明君) このバイオマスエネルギーに関して言いますと、我が省のほかに環境省や農水省を始めもろもろの省庁が関係しているわけがあります。そこで、関係府省が一体となつて取り組めるようにバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議というものを設置しております。バイオマスエネルギー事業の基本方針とかアクションプランの作成等を行つております。

実証事業につきましても、農産品であるとか農業廃棄物の活用に着目したものであれば農水省が単独で行つていられるものもありますけれども、原料の確保からバイオマス燃料の製造、流通までのトータルな社会システムの実証を目的とした事業であれば各省が連携して実施しているわけであり

ます。個々の省庁が得意分野を掘り下げていくと同時に、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議を中心に連携してシナジー効果を発揮して、より良い成果が得られるように併せて努力をしてまいります。

○姫井由美子君 よろしくお願ひいたします。以上です。

ありがとうございます。

○鈴木陽悦君 ただいまの姫井議員の熱い思いを引き継いで質問をさせていただきます。

余り時間がないので簡潔にと言ひながら私の話も随分したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今日の午前中の参考人質疑の中で、東京工業大学の柏木教授から地球益という言葉が飛び出しまして、一次オイルショック、二次オイルショックのときはここまでは何か範囲が広がらなかったんです、今やまさに地球という言葉が危うい、まさにこの地球益という言葉で地球を何とか救つていかなきゃいけない、そんな状況になつてきたの

かな、そんな思いがしております。
今日は、国民の皆さんの意識の部分について、こちらを主にお話をしたいと思っておりますので、よろしく願います。

出だしから余談になりますがと言うと何か変ですが、ちょっと余談をさせていただきますと、ついこの間、あるデパートの書店に行つて、地球温暖化とか環境関係のコーナーに行つたんですよ。そうしましたら、あるわあるわ、ごまんとあるんですよ。店員の人に話聞きますと、もうしょっちゅうこのたぐいの本は出ていて、去年出た本ですらもう今やもう入れ替えしないと間に合わないくらい、それぐらい次々と、環境に関した出版物というのが多いという話を聞いてまいりました。

数にすると、数千、数万に及ぶのかな、それだけ国民の皆さんの関心がかなり強くなつてきた、そういう傾向がここからもうかがえるんじゃないか、そんな思いがしております。まさに国民の関心事と言つてもいいと思います。

先日の議論で藤原先生始め皆さんの理路整然としたいろんなお話を聞いて、様々なとらえ方を伺いまして、非常にこの審議は重要である、特に省エネというのは大切であるということを改めて痛感したわけでございます。

一方で、そうした内容が、ここで審議されている内容というのはインターネットしかなかない見ることではございますが、国民の皆さんにどれだけ理解されているのか、国民生活に深くかわかることでございますので、非常に気掛かりなところでもございます。

テレビコマーシャルなどでごみの分別とか、いわゆる3R、リユース、リデュース、リサイクル、これも盛んに強調されていますが、その中で、なぜ日本は削減枠にきゅうきゅうとしているのか、ほかの先進国と違う日本の立場、それから今どんな議論がされているのかなど、国民の皆さんがどのように理解しているのか、非常に気になる点と、将来ビジョンを国がどう描いているの

か、これらも知りたいんじゃないかなと思っておりますので。

そこで初めに、各省庁でも様々な形で意識調査、アンケートなどを行つておりますが、経済産業省が国民のこの省エネに対する理解度をどう見ているのか、アンケートも行つていっていると思ひますが、その辺から伺わせていただきたいと思います。

○政府参考人(石田徹君) 今の先生の御質問の中で環境問題への国民の認識という点でございますけれども、環境問題への対応を進めるに当たつて、環境問題それ自体に対する国民の理解と、それからその内容あるいはその対応策の両方に関しまして国民各層の御理解、御協力をいただくことが非常に重要だと思つております。

今御質問の中にもございましたけれども、例えばごみの分別とか3Rに関しましての政府の意識調査結果、これを見ますと、ごみ問題に対する関心度について、非常に関心がある、あるいはある程度関心があるという回答比率は約八六%でございますけれども、その意味の内容、その優先順位を知っているかとか、あるいは言葉の意味そのものが十分理解されているかというようなことに関しまして二二%ぐらいに下がつてしまつていふこととでございます。

温暖化問題等につきましても同じようなことが傾向として指摘をされておまして、温暖化問題について一応知つていふところまでカウンセリングと八七%ぐらいでございますが、京都議定書の中身を聞くと、一応知つていふところまで入れても四七%ぐらいということとでございます。

そういう意味では、省エネについても同様かと思ひますけれども、抽象論としての認識はそれなりに高まつてはいるわけですが、政府の施策でありますとか、あるいは国民各層に対して政府としてどういうものを期待しているかといったことについてはまだまだ理解の浸透が十分ではないのではないかというふうに考えております。引

き続き、その理解度の増進に努めていきたいと考えております。

○鈴木陽悦君 よく分かりました。多分いろいろな形でアンケートをやつていふ。大体同じような数字が出てくるのかなという感じがいたします。温暖化などによる国民の省エネ理解度は高いと思ひますが、数字ではなかなか示されてこない、これが現状かなと思つていふ。

それでは、どう理解を得て省エネに結び付けるかということなんです、この間のお話では住宅とかそれから家電製品への取組が結構進んでいふということでしたけれども、ちよつと今政府の方の調べと、今度NHKの調べを私ちよつと入手いたしましたので、先日、NHKのニュース報道で国民の環境への意識調査の数字が出ましたので、これをちよつと紹介いたします。

三月に行つた調査の数字なんです、まず環境全般への関心度、これはある程度関心があるまで入れますと、関心があるというのは九五%、かなり高くなつております。それから、地球環境問題で重要なことは何かとの問いでは、二酸化炭素の増加による地球温暖化、これが八〇%、CO₂への関心の高さが示されます。また、ふだんの生活で環境に配慮している点では、今おっしゃられたように、ごみの分別、電気、ガスの節約、エコバッグの持参など、かなり高い割合で実践されているというデータが出ていふ。

これは設問が三十問もありますので全部紹介すると時間が終わつちやいますから、ちよつとかいつまんで御紹介しますけれども、例えば科学に対する態度、この問いでは、自分たちの生活を余り変えなくても科学が環境問題を解決してくれるかという問いなんです、これに対しては、反対、どちらかといえば反対、これが七〇%近くいまして、自分たちの生活を変えても環境問題を解決したいという思いが強いことが分かります。ですから、自分たちの生活を変えてもいいから何とか環境に貢献したいという考えですね。

買つつもりがあるか、この問いには半分の方が買つと答えているんですね。これからは環境への意識が高いと思ひます。しかし、環境税となると賛成という人は残念ながら三割を下回つてしまひます。非常に正直な答えかなと思ひます。

先日、東大の総長であります小宮山宏さんから環境問題についてお話を伺う機会がございました。御存じの方もいらっしゃるし、いろんな著書もたくさんございます。現状の生活レベルを維持しながらエネルギーの効率改善でエネルギー消費の削減ができるという講演内容でございました。

この中で、冷蔵庫を例えに示しまして、まだまだ使える冷蔵庫でエネルギーを消費していくのか、これはもつたない精神だと思ひますが、又は省エネ家電に切り替えてエネルギー消費を抑えるか、どつちが得かということ、いろいろと教えていただきましたが、省エネ家電に買い換えた方が、将来を考えた場合、経済的に非常に合理的であつて負担も少ない。これはさつきのNHKのアンケート調査で紹介したデータとある程度一致するのかなと。私もこうした考えに同調するわけでございます。

これくらいの意識を持つていふので、経産省としても、国としても、ガイドといひますか、国民の皆さんの意識の誘導というか指導というか、こつういった部分が必要ではないかと考えるんですが、この辺について大臣どうお考えなのか、伺いたい。

それから、小宮山総長なんです、自らエコハウスを造つて実験されていまして、太陽光発電それからヒートポンプを組み合わせて、さらには断熱効果の高い断熱材を使用して八割エネルギーを抑えたという効果も上げていふこととでございます。お話を聞いて、こうした取組も広く紹介するべきだと思ひますし、何らかの国民の皆さんに対するインセンティブ、これも必要なのかなと思ひましたので、大臣からは是非お考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(甘利明君) 七月の七日から開催をさ

れます洞爺湖サミットのプレスセンターのわきにゼロエミッションハウスというのを造ります。これは私の提案で造ることになったわけですが、そこは日本の環境技術の粋を全部投入をして、それを内外プレスにしっかり見てもらおうという提案をしました。太陽光から燃料電池から、もちろん断熱効果の高い窓から、全部を装備をいたします。省エネ家電それからLED照明、ありとあらゆる日本の省エネ技術の粋を集めております。

お話のありました小宮山エコハウスというのは、現実にもう既に一般の方が導入可能な断熱性の高い窓とか、あるいはヒートポンプとか太陽光発電等を装備されて、それで八割省エネ、つまりそれに見合うCO₂削減を家庭分野で実現をされたということだと思います。

今、日本が取り組むべきは、もちろん産業界の努力を加速すること、もちろん大事でありますし、運輸部門の改善も大事ですけれども、同時に、家庭部門で意識を持って省エネを実行していただく、御指摘のとおりであります。それを推進していかざるを得ません。そのために、消費者に対する情報提供とか導入補助を行っております。省エネ家電普及推進フォーラムというものをつくりましたが、これはメーカーと小売とそれから消費者団体から成る組織でありまして、統一省エネラベルなどによる情報提供など、省エネ家電を広く国民にPRをしているところであります。

照明につきましても、先般、白熱電球から電球型蛍光灯への切替えの実現に向けた協力を同会に要請したところでありますし、ヒートポンプ等を活用した高効率給湯器などの導入についても助成措置を講じているところであります。

住宅の断熱性に関して言いますと、今回の法改正によりまして、アパート等の一定規模以上の住宅を省エネ法の届出対象にすると。それから、個別住宅につきましても、ハウスメーカー等に対して省エネ性能の高い建て売り住宅の供給を促す措

置を導入しておりますし、住宅メーカーとそれから太陽光発電等々省エネ、CO₂削減に取り組んでいる附属の機器を提供しているメーカーとの協議会というようなものを立ち上げさせてまして、住宅販売のパンフレットからそういうものが装備されたものをどんどん宣伝をしてもらうというようなことについても取り組んでいくという指示を出したところであります。

○鈴木陽悦君 先日の議論でも、地球規模での対応策が必要であらうし、そうであっても、先進国、途上国を含めて具体的に共通の意識を持つためには、意識改革に通じる間かなり長い時間が掛かるというのはいずれも間違いなく思います。

しかし、省エネ・環境先進国であります日本、それから資源を持たない国日本、唯一被爆国の日本の役割というのは間違いなく重要ではないかと考えております。大きな期待と注目を集めるものであつて、言わばトップランナーであるわけでありまして、そうした場合、どんな観点で、どんな道筋を立てて目標を設定するのか。さらに、脱化石エネルギー、次世代エネルギーの先行き、いまだちよつと不透明感が漂うわけなんです。例えば、二〇五〇年目標値というのは結構いろんなところで出てまいりますが、二〇五〇年目標について、技術開発とか開発環境を踏まえて、将来エネルギーの割合をどのように描いているのか。非常に基本的な部分でございまして、あえて伺いたいと思います。

○大臣政務官(山本香苗君) お答えをさせていただきます。

二〇五〇年、約半世紀先のエネルギーの供給構造というものを現時点において具体的な形で見通すというのは、需要との兼ね合いもありますので大変難しいところがございますが、二〇二〇年、二〇三〇年の見通しにつきましては、本年の三月に策定をさせていただきました長期エネルギー需給見通しにおきましてお示しをさせていただいてい

るところであります。

いずれにせよ、御指摘のとおり、この温室効果

ガスの大幅な削減を実現するためには、エネルギー供給面におきます技術開発というものが非常に重要でございまして、具体的には先進的な原子力発電や、高効率、低コストの太陽パネルなど化石燃料の代替となるエネルギーの開発、また高効率石炭火力発電の開発によりまして発電効率の向上などによりまして化石燃料の消費を減らす必要性がございまして。さらに、化石燃料の燃焼によりまして発生するCO₂を回収して貯留する技術、CCSというものでありますけれども、この開発も不可欠となっております。御指摘されましたとおり、二〇五〇年に向けて、経産省といたしましてクールアース・エネルギー革新技術計画というものを策定させていただいたところでございまして、エネルギー供給面におけます革新的な技術開発というものをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○大臣政務官(萩原健司君) 済みません、補足で、開発の現状と見通しというところでちよつと補足をさせていただきます。

まず、先ほど来お話あります次世代エネルギーの開発、これは環境変動問題であるとか安全保障の問題というところで大変重要と考えてございまして、特に気候変動問題への対応につきましても、二〇五〇年ごろを射程とした長期目標、これを達成するために革新的なエネルギー技術開発によりまして次世代エネルギーの導入を進めていく必要があると、先生の御指摘のとおりでございますけれども、このような観点から、我々、本年の三月五日にクールアース・エネルギー革新技術計画を策定をしております。二〇二〇年の技術を選定をして、これらの技術のロードマップを提示をいたしました。

具体的には二つ申し上げますと、先ほど山本政務官とちよつと重なるところがありますけれども、やはり太陽光発電、発電効率というのが現状一〇%、一五%と言われておりますけれども、これを二〇三〇年以降には四〇%以上にこれを高めたいというふうに考えてございます。

また、先ほど来お話ありますけれども、原子力、これを軽水炉から、二〇三〇年ごろの代替需要を見越した次世代軽水炉、これを開発したい。そして、さらには二〇五〇年より前には高速増殖炉、これを商業化をしたい、こんなことを考えておりました。引き続きこういった取組を通じて次世代エネルギーの技術開発を積極的に進めていきたいと思っております。

○鈴木陽悦君 両政務官、ありがとうございます。もう一つ質問しようと思ったんですが、今の思いの中に現れていましたので、やめておきます。太陽光発電というのは、生産では薄膜系、それからシリコン系などで日本はトップですが、導入では残念ながらドイツに抜かれて二位になつてしまいました。今後の展開では、先日、加納先生から宇宙空間の太陽光の話も出てまいりました。こうした夢が大きい計画から、核融合、ITERですね、それから、さらに海洋温度差発電、これなども実際にいろんな取組が進んでいると聞いております。省庁の担当分かれておりますけれども、こうしたものが総合的に行われているということを知っております。次世代エネルギーの開発というのは本当に急務だと思ひます。

終わりになりますけれども、二〇一五年に目標を据えました環境を力にするビジネス戦略、これまで質問余り出ていまいせんが、質問しようと思つたんですが、私ちよつと時間ないのでやめますが、これも検討されているということでございます。環境に配慮しつつ経済との両立戦略、これも経済産業省では取り組んでいるということでございますが、次世代エネルギーに対する検討も十分に加えていただきたいと思っております。

今日の新聞で、経産省と環境省、ちよつと排出権でずれがあるというような報道も載っておりますけれども、このエネルギーに関しては省庁の壁、先週、農商工連携の連携の部分、強調させてもらいましたが、このエネルギー戦略というのは、本当に省庁の壁を乗り越えた形の大きな連

携というのが私たち地球号という地球益を考えた上で非常に重要になってくると思いますので、是非ともそうした形で頑張っていたきたい、そんなエールを送りまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○古川俊治君 続きまして、自由民主党古川俊治の方から質問をさせていただきます。

最初に甘利大臣に伺いたいと思います。

昨日の報道でございますが、アメリカの大統領選、これも連日報道されておりますけど、オバマ氏が民主党の候補者指名レースで過半数を取る勢いであるというようなことが報道されておまして、そのほか今、クリントン候補、そしてマケイン候補、三候補とも現政権に比較いたしますと地球温暖化対策ということについては前向きであるというふうには私は報道から認識しております。

国際的枠組みにおいて米国というのはかぎを握っているというように考えるわけですが、大統領がいよいよ代わってくるということになりますと、これからのG8あるいはCOPでの議論というものもこの温暖化対策に対して変わってくるんじゃないかというふうに認識しているんですが、多数の国際的な交渉の場で今まで活躍されてきた甘利大臣、この御経験を踏まえた上で、今後の世界的な議論の流れというものを、米国の大統領が代わるという観点に関してどうお考えなのか、まず伺いたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 我が省は、事務ベースでも、それから政治ベースでもそうですが、アメリカと密接な連携を取ってきました、一体アメリカがどこまでこの新しい枠組みの中で入り得るかということを一歩慎重に把握してきたつもりです。というのは、アメリカが入らないと、中国、インドはそれを理由にもう絶対に入りません。アメリカが入らないのに中国、インドが入る枠組みというのはあり得ないんです。アメリカを入れたら、そして中国、インドを入れる枠組みをつくらなければならぬということで、極めて綿密に、

慎重に打診をしてきました。

大統領が来年の一月に交代をいたします。ブッシュ政権でどうなのかということ、ブッシュ政権以降にどうなるのかということと併せて情報を取りながら進めてきたわけでありまして。現政権はもろのことでありますけれども、新政権でも必ず注意をしなければならないのは、中国、インドという国が参加することを前提にという表現になっていきます、慎重な言い回しですが。アメリカ自身がいろんな提案をしていく中で、前提条件というものがあられるわけでありまして。そこをきちっと読み取っていかねばならないというふうな思っております。それから、長期では大胆な発言をしても、現実、可能性が近いところに従ってなかなか大胆な表現になっていないというところも注目をすべきだというふうに思っております。

それから、やはり公平公正なベンチマーキング、これが大事ということは、アメリカを始めほとんどの国がそのとおりとやってきたところでありまして。このベンチマーキングは何がなり得るかということ、セクトラルアプローチによる産業別の、何といえますか、効率基準というのなんですね。総量云々という議論だけにしていますと、基準年の議論でもう翻弄されます。基準年とか何だとか国が違うとかいうことを全部無視して、共通の物差しとできるのがセクトラルアプローチによる産業別ベンチマーキングなんです。

つまり、現在考えられる最高の技術を投入した最高効率水準というものが出ます。原単位ですね。それを各国の産業別に物差しを当ててみますと、このぐらいの国はまだ効率が悪いと。これをどこまでのベストプラクティスまで持つていくためにはどういう技術が投入が必要かというのがすぐ分かります。一番良くやっているとこの技術を検証すればいいだけの話ですから。この技術を移転すればこれはここまで落ちると。じゃ先進国はここまで落とすけれども、途上国はこのぐらいの差異ある取組にしてあげようとか、すべて測るために世界共通の物差しというのが必要なら

です。その世界共通の物差しがセクトラルアプローチによる産業別ベストプラクティスということになるんだと思います。

この説得、この話は米国はかなり早くから歓迎してくれました。今や中国も含めて、それでいいこうというのと、それは有効だというのといろいろ表現はありますけれども、その実効性についての評価はほぼ全世界で獲得できたというふうな思っております。

これからエネルギー大臣会合とか環境大臣会合とかサミットとかありますけれども、そういうところにかくまず世界が乗ってこれる最大公約数という点、世界を全部つなげることができる公平な基準点、物差しというものの共有を始めるということが何より大事だと思っております。そういう点では現政権も、恐らく新政権も差異なく参加できるといふふうに思っております。

○古川俊治君 ありがとうございます。

一方、今日の朝の報道でございますが、日本経済新聞の方に福田ビジョンというものが出まして、そこには、排出量取引制度を、導入時期をそろそろ考えていると。今から五年から十年の交渉が非常に重要になってくるだろうと。私驚きましたのは、びつくりするような提案をするので待つていてほしいとも語ったと書いてあるんですね。本当にびつくりするかどうが大変楽しみにしているんですけども、そういうことで首相は、報道ですので詳細は分かりませんが、比較的前向きであるというお話です。

先ほど大臣の方から、セクトラルアプローチが大変今御理解いただいているということ、ただ、セクトラルアプローチと排出量取引というのは矛盾するほどの制度ではありませんので、当然その両立は考えられるわけでありまして。

現在、やはりアメリカの大統領候補の三人とも、これは明確に排出量取引制度には前向きというところを報道されておりますけれども、そうすると、もう既に上院の委員会はリーバーマン・ウォーナー法、排出量取引の制度に関する法案は

通っているわけでございまして、下院でもこれから法案を上げていく可能性があるということでございます。

米国が先にこの排出量の取引制度をもし採用した場合に、日本の国内のこれからの議論というものに対して、大臣としてはどういう影響があるというふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 私もアメリカ側の言い分をすべて精査しているわけではありませんが、アメリカから出てきているものは、CDMでの取組は別として、国内の排出量取引だと思います。国際的ないわゆるキャップ・アンド・トレードではないというふうに思います。

排出量取引を行う際にはいろんな懸念が指摘されていると、それを払拭しながら行うことが大事だと思うんです。

例えば、公平なキャップの掛け方というのは極めて難しいんですけども、場合によっては国際競争力への産業の影響があると。あるいはEUの中でも既に、自分たちは現行のような方式が強化されていくのであるならば拠点を移しますという宣言をしているところもあるわけですね。いわゆるカーボンリーケージ、カーボンリーケージは今企業流出という言葉で置き換えられているようでありまして、そういう点があると。これはEUとしても頭の痛い問題なんです。

排出量のときも、どこを基準とするかということが必要問題になるんです。さつき先生は、セクター別アプローチと排出量取引は別なものではない、共通するものがあると、確かにあるんです。基準点が、ベンチマーキングができないと、公平なベンチマーキングができないといけないわけですね。公平なベンチマーキングというのは、セクトラルアプローチによるエネルギー効率を測るというやり方しか今のところないと思うんです。それによってこの部分はどれくらいポテンシャルがあるというのがはじき出されるわけですね。

今の技術を、最先端の技術を移転することによって、この産業分野はあとどれくらい削減ポテ

ンシャルがあると、ここは相当進んでいるから
いっばいいいじゃないかと、国の産業別に
全部ポテンシャルが測れるわけです。そこで初め
て排出量を取引する云々ということが出てくるわ
けでありますから、私はあらゆる方策の中の基準
点を決めるという意味で、セクター別アプローチ
というのは世界唯一の物差しになり得ると思うん
です。

それと、つまり基準、物差しを作っている
手法について検討することが大事で、今は
物差しがまだ確立されていませんから、それを作
ることがブライオリティーでは早いんじゃない
かというふうにも思っているわけでありま
す。

○古川俊治君 ありがとうございます。
今大臣がおっしゃられていましたように、排
出量取引、とにかく公平な排出量の割り振りをど
うすればいいか、これが非常に議論の焦点になっ
ている。一方で、おとといまとめられたような政府
の検討会の中では、もう既に上流、下流のカバ
レッジ等について四つのオプションが挙げられ、
そこについて詳細な議論が一応中間まとめの形で
出されていると。

そういう意味では、かなり具体策についてい
ろんな検討はなされてきて、もうあとはどういつ
た政策を決定していくかというところがこれから
問われていくんだらうと考えているんですけれ
ども、三月に改定されました京都議定書の目標
達成計画では、総合的に検討すべき課題とされま
したところに、経済的手法としては排出量取引制
度、また環境税といったものも挙げられておりま
す。

こういったものも既に検討会や研究会の中で議
論はされてきているというふうにも考えておりま
すけれども、それぞれ甘利大臣の考えていらっし
やる方向性についておまとめいただきたいと思いま
す。

○国務大臣(甘利明君) 国内排出量取引制度であ
るとか環境税につきまして、いわゆる経済的な手
法でありますけれども、地球温暖化対策における

効果、それから産業活動や国民経済に与える影響
など、幅広い論点について総合的に検討をしてい
くことが必要と考えております。

経済産業省では、今年の三月から経済的手法に
ついての研究会を立ち上げまして、主として二〇
一三年のポスト京都以降を念頭に置いて、国内排
出量取引制度であるとか環境税を含む経済的手法
について個別具体的な制度設計であるとか前提条
件等、制度の詳細まで掘り下げて幅広い検討を
行っているところであります。研究会におきまし
ては、これまでのところ、有識者からのヒアリン
グであるとかそれから欧米への現地調査を行うな
ど、精力的な検討を進めてきているところであり
ます。

今後の対応についてであります、研究会にお
ける審議状況も踏まえて検討してまいりますけれ
ども、六月にも論点整理を行うということを予定
をいたしております。

○古川俊治君 また大変答えにくい部分だったと
思いますけれども、御答弁ありがとうございます。

続きまして、じゃ品確法について、もう大分姫
井委員からの方も御質問がありましたので、私に
ついてはちょっと一点だけお聞きをしたいと思っ
ております。

参考人も今日いらして、とにかくやはり新エネ
ルギーの開発ということが非常に国策上大事であ
るということを強調されていまして、もちろん本
日の参考人だけではなくて、このことが広く議員
の間でも認識されているというふうに考えており
ます。

ただ、これいろんな支援の仕方があると思うん
です。既に二十一の戦略的な革新技術、重点的
取組の中には太陽光やバイオマス、原子力なん
かが入っているというようなことを今政府の方か
ら御案内いただきました。さらに、このほかに
も中小風力とか廃棄物とか、いろんな新しいエネ
ルギーがあって、それぞれに問題点もあるという
ふうにも考えているんですが。

私、いろんな意味で、資金的になるべく安い資
金で技術開発を行っていききたい、これは国策とし
て是非そうあるべきだと思っておりますが、政策的に
は、まず開発の支援とともに、援助ということに
なりますと、導入の援助と二つの政策的な資金の
使い方が、色分けがあるわけですね。それと
ともに、そこに、じゃ今度企業の、民間のインセ
ンティブを持つてくる、民間の資金を持つてくる
という意味でも呼び水にするようなまた資金と、
これ三種類に大分分かれると思うんですが、この
投入時期を間違えなす技術的に途中まで引ッ
張っていたのがもう駄目になってしまつと、非常
に無駄が多いということでありまして、長期の
ロードマップからこれ戦略的にやはり新エネ
ルギーを開発していくことこそ大切だと今考えてい
るんですね。

いろんな技術が、例えばバイオマスが食料と競
合してしまうとか、原子力ですとレアメタルが必
要になるとか、いろんな問題がございます。そ
ういう意味で経済産業省が革新的エネルギーの開
発についてどういったビジョンをお持ちなのか、
その点を伺いたいと思います。

○政府参考人(望月晴文君) 国の政策と技術開発
等々と導入支援等についての政策手順については
先生御指摘のとおりだろうと思います。

それで、お尋ねの特にございましたクールア
ーのエネルギー革新技術計画というものの位置付
けからちょっと御説明させていただきますと、こ
れは先ほど来御議論のありましたように、二〇五
〇年に世界全体で半減をさせる、その中で先進国
が責任を果たすという観点からいって、この革新
的技術開発、既存の技術の延長線上にない劇的な
技術革新が必要だという認識の下に各先進国に呼
びかけているものでございます。

その中で、日本としては、我が国の強みを生か
しながら重点的にやるべき分野ということで、先
日来二十一の技術ということを引き張りまして、
その点について重点的に技術開発の支援を行って
いきたいという位置付けをしているところでござ

います。したがって、そこについては非常に基礎
的な部分から、基礎研究のところから相当程度
突っ込みまして、二〇三〇年ぐらいまでに実用化
へ向けての道筋を立てて、二〇三〇年からできる
ものから順次導入をしていって二〇五〇年に間に
合わせたいと、こういうようなストーリーになっ
ているわけでございます。

他方、中期的にも、何もしないわけにいかない
ということ、二〇二〇年とか三〇年とかいうと
ころの中期に対する対策については、大きくは既
存技術の省エネの技術などをできる限り改良して
進歩させていくということでも対応する、あるいは
既存の新エネルギーなどについてもできる限り経
済性を持たせて改良して投入をしていく、短期に
投入をしていくという観点から、技術開発
支援あるいは技術導入普及のための施策を展開す
ると、こういう位置付けになっていると思いま
す。

例えば、具体的に申し上げますと、風力発電な
どについてはもちろん革新的な風力発電という技
術もあるわけでございます。それについても研
究開発は長期にはしていかなきゃいけないと思っ
ておりますけれども、例えば現時点におきまして
は風力発電というのは結構コスト的には事業性の
ある風力発電が多いわけでございます。そう
いった面をいって、地域特性の、地政学的に適し
ているところをどうやって探して立地をしていく
かという意味では、ローカルエネルギーとしての
導入支援という観点から私も風力発電について
の建設などについての支援策を導入しているとい
うようなことのように、その目的と技術レベル
に合わせて対応していくということが基本ではな
いかと思います。

○古川俊治君 ありがとうございます。

今おっしゃいましたように、各技術の性格とい
うものをしっかりとらえて、その上で効率的な、
一番にこれからの選択と集中ということも問題に
なってくるでしょうし、そうしたロードマップを
逐次点検しながら進めていっていただきたいと思

います。ありがとうございます。

では、省エネ法についてちょっと伺っていききたいんですが、業務部門による二酸化炭素の排出量、これは二〇〇六年には昨年比三・七％減少しております。ただ、それまでは増加の一途をたどっているわけでございまして、従来規制においては中長期の計画というものを提出させまして、合理化が著しく不十分な場合に限り合理化計画を提出させるというような取組であったわけでございます。しかし、実際に合理化計画を提出されるよう指示された実例というのはいないというふうに伺っております。それがどうなのかということもありませんけれども、それ以上に、産業部門においては自主行動計画それからフォローアップの制度を用いて非常に成功しているというふうには考えているわけですね。業務部門としても、他の省庁においてどう取り組んでいるか、これはなかなか経産省の方からは言えないと思うんですが、この業務部門の改善ということについて経産省ではどうお考えになっているのか、まずその総合的な所見を伺いたいと思います。

○政府参考人(上田隆之君) おっしゃるとおり、この省エネルギーの中では業務部門、民生部門、特に家庭と業務、この辺りをどうしていくかというのが非常に大きな重要な問題であると考えております。

今回、この省エネ対策ということにおきましては、その業務部門、オフィス等が多いわけでございますが、従来どうしてもエネルギー消費量が多い工場等を対象にしていたわけでございます。今回、御案内のとおり、この法律の中で事業者を単位とした体系に切り替えていくということでございます。これによりまして、例えば原油換算で年間千五百キロリットル以上を使用する事業者というのを一つの目安であると考えておりますが、そうすることによりまして、例えば業務部門のカーボン率というのは現状の一分から五分ぐらいに拡大するわけでございます。

こういった省エネ法の対策、さらにトップラン

ナー制度というのがございますが、これにおきましても業務部門における様々な機器というのを追加の対象にしていこうと、こういったことを通じまして業務部門対策を強化していく必要があると考えております。

○古川俊治君 ありがとうございます。是非お取組をしっかりとやっていただきたいと思います。

一方、特定事業者が提出する定期報告、これには、報告というのはいくつもの点がありますが、誤記とか虚偽の報告ということが聞きたいということがあり得るというふうな考えられるわけですが、これも、これ、義務的な第三者機関によるチェックとかあるいは公開制度というものを考える必要はないのか。現在の定期的な報告だけで、あるいは工場への現地調査を、立入調査等をやられているようなんですが、それだけでなかなかこういって不正のすべてを見付けられるとは考えられないんですが、いろいろな民間業者に契約上の守秘義務を負わせた上で、中立性を確保してしっかりとやらせるとかいろいろな方法が考えられると思うんですが、その点についてお考えを伺いたいと思います。

○政府参考人(望月晴文君) 省エネ法に基づいた定期報告書について、私も自身で内容をもろもろ確認するとともに、今お話がございましたように、必要に応じた報告徴収、立入検査、こういったものを実施しているわけでございまして、それに加えて、工場総点検と称しまして毎年五百件程度のエネルギー管理指定工場に対して現地調査を行っているというふうなのが実態でございます。仮に定期報告に虚偽記載があった場合には、法律上の罰則が適用されて、五十万円以下の罰金でございますけれども、おおよその名譽の問題の方が大きいと思いますが、そういう罰則制度による担保というのが法的にはあるわけでございます。

ただ、それから加えて、先生おっしゃいましたような第三者機関の活用につきましては、実は平成十七年の法改正によって、登録調査機関制

度というものが法律上書いてあるわけでございまして、ここで創設をいたしました。そこで民間機関の知見を活用してよりきめ細かなチェックを行えるような体制を整えたわけでございます。具体的にも既に七つ程度の民間機関が登録されて活動を行っているところでございます。更に一層こういった機関の活動が周知をされ、的確に運営されていくということが法改正をしていただいた趣旨だろうと思っておりますので、私ももしっかりきちんとやってまいりたいと思っております。

○古川俊治君 これから不正な記載ということがあっても、これは義務的な制度ではなっていないんですね。ですから、そこを義務的にしていっていただくということが一つの対策なんだろうというふうに考えています。

ちょっと改正法について伺いたいんですが、今回の改正において、従来の工場単位の規模ではなく、これ事業者に広げていったわけですね。特定事業者として指定された者が中長期的な計画を作成して定期に報告を行うことになった。あるいは、いわゆるチェーンストア、連鎖事業者と言われるものがあるわけでございますけれども、ちょっと考えますと、ある特定事業者が対象となる工場なんかを子会社に移転してしまうとか、自分たちの上に持ち株会社をつくって、その下に会社を設立して、自分たちが特定事業者にならないように作務的にすることというのは実は可能ではないかと思っております。これは同じようにフランチャイズについても言えるわけでございます。この点についてどういうふうに考えられていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(上田隆之君) 今回の改正案におきましては、特定事業者と私も申し上げておりますけれども、従来、工場、事業所単位であったものの、いわゆる企業単位、これは法人格単位というのを基礎としているわけでございます。この理由は、法人格は基本的には法律上の権利義務の主体でありますし、今回の省エネ法で経営の判断に基づいて省エネルギーを推進していただきたいということ

でございますけれども、そういった経営判断の基本的単位である法人格であるといったことであります。また、現場における省エネとそれをきちっと指導監督できる責任主体ということから法人格とするのが適当であるということの判断に基づくものでございます。

御懸念の、例えば子会社化をするといったことによって規制を免れるんじゃないかということでございますけれども、基本的には省エネ法というのは企業の自主的な努力を促す必要最小限の措置を課している法律でございます。必ずしも過大な経済的負担を強いるものではないと思います。現実の省エネ法でもそういった懸念というのは余り顕在化していないということで、御懸念の懸念ということとは、そういったことが頻発するとは正直なところ想定はしてはおりません。

しかしながら、そういった可能性が全くゼロというわけではおっしゃるようなないわけでございまして、じゃあそのような場合どうするんだろうかということでございますけれども、省エネ法の規制対象というのは、今回定期報告や中長期報告は確かに一定規模以上の人を対象にするわけでございますが、それ以外にも、例えば法律の四条ではすべてのエネルギー使用者は一般的な省エネに関する努力義務を負っておりますし、また法律の六条で主務大臣はそういった事業、これは小さなエネルギー使用者も含めまして、指導、助言を行うという規定がございます。仮に省エネ法の義務を回避するという目的で分社化するといったようなケースがあった場合にも、私どもはこの指導、助言といったものを活用しながら適切に省エネの取組を促していくといったことに対応していきたいと考えております。

○古川俊治君 ありがとうございます。可能性は低いという御判断がございましたが、業種によっては自然とそうなるという。特に病院なんかは医療法人を次々につくるというのがあるというので、そういったことで漏れてしまう場合があるので、ちょっとお考えいただければ

ばと思っております。

今回、改正によりまして、工場などにおいてエネルギーを使用する事業者のその基準というものにつきましては、業種別のエネルギーの使用の合理化の状況を含めて勘案するというふうに書いてあるんですね。これは国際的な意味でのセクトラルアプローチでいいということもありますけれども、その意味で国内にもこの業種別、言ってみればセクトラルアプローチの国内版を持ち込むという意味ではなかなか符合しているのかなとも思っただけですけれども、このやり方なんです。これはエネルギー消費原単位の減少幅というものを業種ごとに平均していくというようなやり方を想定されているんじゃないでしょうか。

○政府参考人(上田隆之君) 御指摘のとおり、今回の改正案におきまして、業種別のエネルギーの使用の合理化の状況ということと判断の基準となるべき事項ということに追加をしています。いわゆるセクター別のベンチマークと私も申し上げております。これは、従来の判断の基準というものはエネルギーの消費原単位を毎年一％ずつ改善をしていただくということを努力目標として定めておりました。その意味では省エネが非常に進んだ工場もあるいは省エネが非常に遅れた工場も一％ずつ改善をしていただくということが従来の目標であつたわけでございます。

今回のセクター別ベンチマークを導入するというところでございますが、これは、こういった工場、業種の中でも省エネの非常に進んだところもあれば遅れたところもあるわけでございます。こういったものを客観的に比較する物差しというものを導入をいたしました。これにより、一％の原単位低減目標の達成状況と、この業種内で省エネの進んだ工場かあるいは遅れた工場かといった客観的な情報というのを言わば総合的に勘案することによって具体的な判断を行っていきなすと思っております。

このセクター別ベンチマークでございますけれども、総合資源エネルギー調査会の省エネルギー

基準部会の中で今後検討を行いまして、産業部門のうちのエネルギー多消費産業であるとかあるいはエネルギー消費の伸びが著しい業務部門といったもののうち、技術的に可能なものから平成二十年度内に指標を策定していきなすと思っております。

○古川俊治君 ありがとうございます。当然そうなるというとは思いますが、国際的なセクトラルアプローチということと国内的なセクトラルアプローチ、これを関連付けて指標を開発していただきたいというふうな考えております。

時間も迫ってまいりましたので、住宅、建物の領域について伺っていきなすと思っております。

今回、特に新築住宅の省エネ基準の公表や性能向上に関する勧告や命令について改正が行われたというふうな考えておりますけれども、実はこれ対象になるのが年間大体百万戸ぐらいではないかというふうな伺っております。実際には既存の住宅というのが四千七百万戸あると、これをどうやっていくんだということがまず一つあるわけですね。この建物の長期的な国の取組の在り方、まずこれについて伺っておきたいと思っております。

それから、先日、二〇〇六年の温室効果ガスの排出量確定値がまとまりましたけれども、家庭部門では四・九％減少しているということで、これはいいのではないかと考えられるわけですが、これはいいのではないかと考えられるわけですが、ここについては暖冬の影響が大きかったたのではないかと意見もあつたと思っております。

引き続き、これから既存の住宅に対しても何か政策を打っていかないとはいけなないんじゃないか。長期のビジョン、国がそのストックについてどうお考えなのかという部分と、じゃどういう政策をお考えなのかという点について伺いたいと思っております。

○政府参考人(和泉洋人君) 委員御指摘のとおり、四千七百万戸に対して年間百二十万戸前後が新築でございます。また、非住宅についても、約十七億平米を超えるストックに対して年間六千万

平米ぐらいでございますから、御指摘のとおり、そのストック対策は大変重要でございます。

そこで、今回の法改正では規制という観点から、いわゆる省エネ措置の届出対象、これは新築のみならず増改築が対象になりますからストック対策でもあるわけでございますが、二千平米以上については命令、罰則というのを導入する。加えて、勧告止まりでございますが、対象を三百平米に引き下げてカバー率を大幅に引き上げます。これは規制の手法でございます。

二番目に、インセンティブという意味で初めて今年度、これ経産省さんあるいは環境省と協力して省エネの住宅改修についての税制が設けられました。この措置を活用してまいりたいと、こう思っております。加えて、今年度の予算で、省CO₂モデル事業と、こう言っておりますけれども、先導的な省エネ改修技術とか具体的な改修のモデルプロジェクトに対して国が直接支援する、こういった助成制度を設けていただいておりますので、こういった規制、インセンティブ両面でこのストック対策を講じてまいりたいと、こう考えております。

○古川俊治君 もう時間的に最後になると思ひますけれども、今回、今おっしゃいましたように、延べ床面積が二千平方メートル以上の建物については、従来の指示、公表の規定に加えて、さらには命令、罰則ということまで織り込んでいただいたいということなんです。

ところが、実際には公表を行った事例はないというふうな伺っているんですね。そうすると、何この命令や罰則まで規定する必要があるんじゃないかというところが考えられるわけでありまして、その公表がまずゼロという段階で、この現在の判断基準というのが非常に緩いんじゃないかというふうな考えられるわけでありまして、これに引きまして、何も公表事例もゼロなのになぜわざわざ命令や罰則を設けた、この趣旨について伺いたいと思ひます。

○政府参考人(和泉洋人君) まず、命令、罰則を

設けた趣旨でございますが、責任も影響も大きな二千平米以上の大規模建築物に関する省エネ措置の実現を確実化したい、これが一点でございます。

今委員御指摘のように、指示は相当数あるのに何で公表はないんだということでございますが、正直言つて、所管行政庁に聞きますと、罰則が背景にないのに個別の建築物に関して公表するというのは、何となく見せしめ的な感じがあつて、何となく運用しにくいんだと、こういった率直な意見を聞いております。

じゃ、従来の指示、公表のスキームはその効果がないのかということについて言いますと、いわゆるそのスキームが二〇〇三年四月に導入された時点で、二〇〇二年度は平均の省エネ基準達成率が五〇％ございました。それが、こういったスキームが導入されて、最悪公表もされるんだというふうなことがバックにあつて、二〇〇五年には八五％まで引き上げておりますので、極めて効果がある。

じゃ、命令を入れたら公表なんか要らないんじゃないかということについてでございますが、個別の対応は命令が有効だと思います。しかしながら、全国のチェーン店であればホテルを営業しているような、こういったものだと、共通の指標で物を造っておりますので、こういった責任の大きな企業に対しては、公表があるんだというふうなことが極めて大きな影響を持ちますので、今後、命令と公表をケース・バイ・ケースで使い分けて、しっかりと実現を図ってまいりたいと、こう考えております。

○古川俊治君 ありがとうございます。この省エネ法自体が、基本的には著しく不合理という場合の規制という形になっておりますので、この著しく不合理という、余り負担を掛けなない、事業者です、こういう規制がこれからはこれでいいのかどうか、こういう点も是非御検討いただきたいと思います。

また、病院もこれは一部今回入ることになった

んですが、例えばの話ですけれども、ほとんど省エネ意識なく今までやってきてしまったのが現実でありまして、目達計画の中でも重要なセクターとして指摘されますから、そういった意味からでも、この基準というのをそろそろ考えていくべき時代なんじゃないかと考えています。

以上で質問を終わらせていただきます。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、法案に先立ちまして、来週二十八日から三十日まで、私の地元の横浜で開かれます第四回アフリカ開発会議、TICAD IVについて一言申し上げたいと思います。

この会議は、五年に一度、日本が主導しまして、国連やあるいは世銀などと共催で開催されるものでございますけれども、今回もアフリカ五十三か国中四十二か国の首脳が訪れるという、私はすばらしいなと思っております。アフリカ諸国の成長の加速化、人間の安全保障の確立、環境・気候変動問題への対処、これらを主要テーマに行うということでございます。

アフリカという内戦と貧困というふうに思われがちでございますけれども、今はほとんど内戦や地域紛争というものが終息をされまして、アフリカ全体の経済は年平均5%以上の成長を続けているということでございます。

アフリカ外交団のタンザニアのムタンゴ大使は、いつも物を請い、内戦と貧困に苦しむアフリカではなくて、提供するアフリカ、日本に必要なアフリカであることに注目をしてほしいと、日本のジャーナリストの前にこうスピーチをされたところでございますけれども、提供するアフリカというのはもちろんレアメタルやあるいは石油資源、天然資源のことです。日本にはもちろんこれらがなければ高付加価値の産業製品を作り出すこともできないと。

私は、当委員会あるいは予算委員会を通して、資源外交の重要性、あるいは資源戦略という

ものを訴えさせていたいてまいりましたけれども、四十年後にはアフリカの人口は十八億人になるといふふうに予想されているわけでございまして。ですから、こうした資源という面でももちろんそうでございますけれども、日本の高付加価値の物を売る購買層となることも、これは間違いのないんじゃないかなというふうに考えるわけであります。

中国は、言っているんですが、露骨なほどのアフリカ開き込み外交を行っております。一昨年には北京で中国・アフリカ協力フォーラムというのを行いまして、アフリカの四十一か国の首脳を集めました。いろんな支援をしているんですね。インドも、今年四月、ニューデリーでアフリカ首脳会議、これは十四か国の首脳、閣僚を集めたわけでありまして。

アジアの大国が様々な思惑から競ってアフリカ外交を展開しているわけでございすけれども、我が国は、もちろんアフリカが成長して豊かになることが、まずそれが大事、これに力を注いでいたきたいというところでありますけれども、その意味でも、七月のサミットにおきまして、先ほど、大臣の御発案でゼロエミッションハウスを設置されたというお話でございますけれども、地球温暖化対策、これとともにアフリカ開発を主要議題の一つとして掲げられております。TICAD IVの成果を持ってアフリカの成長を後押しする取組をすることを高く評価をさせていただきたいと思えます。

日本外交の中でアフリカとの関係を深める重要な転換点となるのではないかと思いますけれども、今回の会議の成功を私は確信いたしておりますが、その中心的なリーダーとなります大臣に一言御所見をお願いしたいと思えます。

○国務大臣(甘利明君) かつてのアフリカのイメージといいますと、紛争と貧困という負のイメージでありました。しかし昨今は、資源を背景とし、それから紛争も、次第に国内的な紛争も収まってきて平和が定着しつつある国もあります。

で、資源を背景とした成長という光の部分のイメージが表に出てきたわけであります。そうした中で、四十か国以上の首脳が参加をするTICAD IVが横浜で開かれるというのは極めて意義深いことであるというふうに思っております。

昨年、南アとボツワナに参りまして、それ以来、アフリカ各国の大使から、うちにはいつ来てくれるんだという要請がもう引きも切らないんであります。うれしい悲鳴を上げているところであります。うれしい悲鳴を上げています。またチャンスがあれば行きたいというふうに思っております。

アフリカの首脳や大使の方々に私がいつも申し上げるのは、戦後今日まで投入されてきたODAの総量は、アフリカもアジアもほぼ同じなんです。ところが、アジアは自立をし、アフリカはまだまだ貧困にあえいでいる。同じ量が投入されているが、この違いがどこにあるかということをしつかり見てもらいたいということを申し上げておきます。アフリカを担当したのは欧米であるし、アジアを担当したのは日本でありまして。日本型モデルというものがその国の自立をいかに先導しているかということをしつかり見てもらいたいという話をしているんであります。

それをあわせて、日本型モデルを導入するということは、日本をパートナーとすることによって可能ですから、資源を買ってしまいたいというお付き合いではなくて、産業を育成し、民間投資を呼び、自立を助ける日本型モデルというものを是非成長のモデルに採用していかれたらいかかという話をしているわけであります。

TICAD IVでも極力多くの首脳の方と会談をしたいと思っております。アフリカと日本がそれぞれにメリットのあるウイン・ウインの関係を築く、しかも資源だけにとどまらない自立を促す政策につながっていくということをしっかりと構築をしていきたいというふうに思っております。

○松あきら君 ありがとうございます。ウイン・ウインの関係を築く、資源を買うだけではなく

で、産業育成あるいは民間主導、日本型モデル、こういうことですから、いい話をいただきました。

何しろ最後の方でもう質問も出尽くしましたので、短い時間でなかなか工夫が要るわけでござい

ます。それでは、少し触れさせていただきたいと思えます。今回のいわゆる品確法の改正によりまして、揮発油等の特定加工を行おうとする者には登録義務が課されることとなりますけれども、揮発油特定加工業者等に対しまして、販売、消費時の品質確保義務のみならず登録義務まで課した理由は何なのでしょうかと、これ伺おうと思つたんですけれども、先ほどちょっと長官のお答えの中で、どこでも安全なものを使えるようにする、設備をきちんと設置しなければならぬというようなお答えがあったので、そういうお答えかもしれないけれども、伺いたいと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副大臣(新藤義孝君) そういうお答えで恐縮でございますが、このバイオ燃料がガソリンに混和される際にあつてはならないこと、それは基準を超えて混ぜてしまつたり、それからそのほか、とにかく技術的に不適切な混和がなされたときには、これはもう決定的な重大な事故が起きると。過去においては、バイオガソリンではありませんが、同様のものがやっぱアルコールの混入を深めたためにエンジンが腐食して、そして大きな事件が起きたこともございました。

ですから、とにかくきちんと混和がなされるようにと、そういうことを、設備の有無ですとか、それからその業者が過去に違反歴があるかどうか、こういった悪質な事業者であるかどうかということもきちんとチェックしなくてはいいけないと。

その意味におきまして、品質の確保義務に加えて、そのものを取り扱う事業者をきちんと登録して、その中でこのバイオ燃料の安全性を高めていきたいと、こういうことがねらいであります。

○松あきら君 よく分かりました。あつてはならないことが起こつてはいけないということでこれを課するということがあります。

また、今回の改正法によりまして、揮発油等にバイオ燃料を混和する事業者に品質確認義務、これも課せられております。また、従来から、販売業者については規格に適合しない揮発油等の販売禁止義務が課せられております。しかし、流通過程の中間に位置する卸業者、これには何の規制も設けられていないんですね。通常の揮発油等よりも管理に注意を要するバイオ燃料混合燃料が複数の業者間で転売されていく場合、それらの業者には品質確認義務は課せられないとなると、適切な管理が行えないんじゃないか、あるいは、もしかしら途中で何か混ぜられちゃうんじゃないかって、そういうこともちょっと心配するわけでございます。

バイオ燃料を混和する事業者及び販売者のみならず、バイオ燃料混合燃料の流通にかかわるすべての業者に品質確認義務を課す必要はないんでしょうか。それについてはいかがでございましょうか。

○副大臣(中野正志君) 言うまでもなく、ガソリン等の石油製品につきましては、従来から、まず第一として、ガソリンや軽油が流通する直前の段階、言ってみれば生産そして輸入の段階、そして二番目には、消費者に販売される段階と、この二つの段階において品質を確保するための義務等を事業者に課すことによりまして品質の確保を図ってきたことは言うまでもありません。

しかしながら、いわゆるバイオ燃料が普及しようとしている中で、バイオ燃料のガソリンへの混和は、新たにバイオ燃料混合ガソリンを生産するということになるため、今回の改正において、こうした行為を行う事業者に対して登録そして品質確認の義務を課すこととしております。

他方、お話にありましたような卸売業者であっても、このような混和行為を行わない場合には基本的に品質の変更が行われないため、これまでと

同様、登録や品質確認の義務を課す必要はないと、こう考えております。

いずれにしましても、御懸念のようなことがないように、当省といたしましては、本改正の実施に際しましては、バイオ燃料を混和する事業者がこれらの義務を履行しているか否かを確認するために立入検査を実施するなど、執行に万全を期して消費者の安全、安心を確保してまいりたいと考えておるところであります。

○松あきら君 ありがとうございます。

立入検査もすると。もし仮に混和業者が何か起こしたときには、きつとこの義務を課していただけるようになるのではないかとこのように思っている次第でございます。

今日は午前中、参考人の方からも本場にすばらしい様々な御示唆いただくお話を伺いました。先ほどは長期のロードマップという話も出ましたが、やはり私は、エネルギー戦略につきましては、環境、農水あるいは経産、そういった省庁、もう横断する施策と支援、こういうものをもって新しい技術開発をしていただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(山根隆治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、前田武志君が委員を辞任され、その補欠として森田高君が選任されました。

○松下新平君 無所属の松下新平です。

早速ですが、本日の議題であります二法案につきまして、最後ですので総論的な立場でそれぞれ一問ずつ質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、省エネ法についてでございますけれども、省エネ技術の開発、具現化についてお伺いいたします。

二〇〇六年五月に経産省が策定されました新・

国家エネルギー戦略の中で、二〇三〇年までに少なくとも三〇％のエネルギー消費効率改善を目指すいわゆる省エネルギーフロントランナー計画ですけれども、省エネルギー技術戦略を構築することが示されました。これを受けて、昨年四月に策定された省エネルギー技術戦略二〇〇七では五つの重点分野が示されましたが、今後これらどのように具現化されるのか、お伺いいたします。

○政府参考人(上田隆之君) 省エネルギーの技術開発に関するお尋ねでございます。

私も省エネ法等々で様々な省エネルギーの取組を進めてまいりましたが、これからは大幅に省エネルギーを進めていくためには、技術というのが省エネルギーの分野についても非常に重要であると思います。従来の発想を超えて抜本的な省エネ技術を、大きなブレークスルーというのを省エネの分野でも図っていく必要があるということかと思っております。

こういった観点から、二〇〇七年の四月に、今委員御指摘の五つの分野に関して、省エネルギー技術戦略二〇〇七というものを策定いたしました。この中身には、超燃焼システム技術、時空を超えたエネルギーの利用技術、省エネ型情報生活空間創生技術等々の技術内容があるわけでございます。

例えば、こういった考え方に基きまして今まで、超燃焼ということで、ガラス繊維で、原料を溶かすのに重油のバーナーを五日間掛けて溶かしておるわけでございますが、これをプラズマ技術を使って半日程度で溶かす技術開発、あるいはグリーンITということで、省エネ型の多くの技術開発等々行っているわけでございます。

こういった技術開発というのは省エネの分野におきましても非常に重要であると考えておりまして、今後とも引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○松下新平君 次に、揮発油等の品確法について

付けについてお伺いいたします。

地球温暖化防止や運輸部門のエネルギー多様化等の観点から、政府はバイオ燃料の導入を促進しています。一方、バイオ燃料については、食料との競合、原材料となる単一作物の栽培による土壌劣化、少数の原材料供給国への過度な依存による安定供給への懸念も示されております。

政府は、エネルギー政策や環境政策において、従来の化石燃料や太陽光、燃料電池等のほかの新しいエネルギーと比較して、このバイオ燃料をどのように位置付けられていらいしやるのでしょうか。また、バイオ燃料の導入を促進していく上でこれらの懸念にどう対処されるか、お伺いいたします。

○副大臣(新藤義孝君) 私たちが産業政策を進めていきながらやらなければいけないこと、それは地球温暖化対策であり、それからエネルギーの多様化であり、それから過度の石油への依存、こういったものを取り組んでいかなければいけないと、先生も御存じのとおりでございます。

こういったものに対して、バイオ燃料を含むバイオマスエネルギー、これが太陽光であるとか燃料電池、そういったものと併せて非常に有効ではないかということでこの技術を開発してきたわけでございます。そして、昨年の五月には次世代自動車・燃料イニシアティブ、こういう運輸部門の環境エネルギー対策を促進させるためのイニシアティブというものも作りました。その中で、電気自動車、クリーンディーゼル、ITS、それからバイオ燃料、さらには水素・燃料電池自動車、こういうものを次世代の燃料イニシアティブの手段の一つとして位置付けているわけでございます。

ちょっと余談になりますが、実は私、この水素・燃料電池自動車というのを、経済産業省にございます一台中、乗りましたけど、もうすごいですよ。全く音しないんですね、まあ当たり前なんですけれども。エンジンじゃありませんから、モーターで動くんですね。全く音もせず、しかも馬力はむしろプリウスよりも上だと思っております。それ

で、水がぼたぼたと落ちながら走っていくわけですが、非常にすばらしい技術だと思われました。一台二億円なんですね。これ経産省にございまして、是非委員の先生方も何かの機会にちよつと見ていただくと、自分で話に聞くのとそれから乗るのでは全然違うと思います。

ですから、要するに、そうやって私たちは新しい技術を追求めながら私たちの快適な環境をつくっていくかなきゃいけないと。しかし、そういう中で、このバイオ燃料におきましては、先生御指摘のように、食料需要との競合、それから生態系への影響、こういったものがあるわけございまして、これを克服するためのセルロース系のバイオエタノールの開発とか、そういったものも今始めております。それからさらには、農林水産省さんと連携をいたしまして、研究開発課題としてバイオマス燃料技術革新計画、こういったものを取りまとめて進めていこうと思つてゐるわけでございます。

いずれにいたしましても、私どもとしては、関係各省と連携して、それからこれは農業の競争力の向上にもつながっていくと期待をしておりますし、バイオ燃料の導入というものを、課題を克服しながら技術革新をもつて新しい時代を開いていきたいな、このように思つております。

○松下新平君 ありがとうございます。

席もそろそろ埋まつてきましたので、以上で質問を終わります。

○委員長(山根隆治君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。御意見のある方はいらつしやいますでしょうか。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山根隆治君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、藤末健三君から発言を求められておりますので、これを許します。藤末健三君。

○藤末健三君 私は、ただいま可決されましたエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・無所属の会及び公明党の各派並びに各派に所属しない議員松下新平君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新たに規制の対象となる中小事業者・建築主等に対して法改正の趣旨・内容について周知徹底を図るとともに、それらの者の実情に十分配慮し、過度な負担がかかることのないよう、可能な限り手続の簡素化等を図ること。その上で、省エネルギーの取組が不十分な事業者・建築主等に対し積極的に改善を求めるなど厳正な法運用に努めること。

二 省エネルギー対策を更に行う余地が比較的に残されていると考えられる中小事業者に対して、省エネルギーに係る情報提供、省エネ診断の普及、省エネルギーを事業として推進するESCO(エスコ)事業の活用等の取組を重点的に支援すること。また、中小規模のオフィスビルや住宅についても省エネルギーの取組が進むよう、支援策の拡充を図ること。

三 温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの安定供給の確保にはエネルギー政策全般にわたる取組が重要であることにかんがみ、革新的省エネルギー技術の開発等を内容とする省エネルギーフロンティア計画の達成に向

けて万全を期するとともに、原子力、新エネルギー等多様なエネルギーの技術開発、導入及び利用を着実に推進すること。

四 気候変動に関する将来の国際的な枠組みの構築に当たっては、すべての主要排出国が参加し世界全体としての温室効果ガスの効果的な排出削減を実現できる枠組みが構築されるよう、粘り強い外交努力を続けていくこと。右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山根隆治君) ただいま藤末健三君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山根隆治君) 全会一致と認めます。よつて、藤末健三君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山根隆治君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、藤末健三君から発言を求められておりますので、これを許します。藤末健三君。

○藤末健三君 私は、ただいま可決されました揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・無所属の会及び公明党の各派並びに各派に所属しない議員松下新平君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 特定加工業者の登録制度の実施に当たっては、消費者の安全・安心を確保し、自動車事故や大気汚染の原因となるような揮発油等が販売・消費されることのないよう、特定加工に供される設備及び事業の実施体制が適切であることについて登録申請時に厳格に審査するとともに、登録後においても事業の実施状況について引き続き確認を行うよう努めること。このため、試算分析や立入検査等、法の実効性を担保するための取組を強化すること。

二 激しい価格競争にさらされるなど厳しい経営環境にある中で、不正に混和が行われた揮発油等が販売されることのないよう監視体制を強化するとともに、揮発油等の販売業者の経営基盤強化や経営革新支援のための施策の推進及び適切な指導を行うこと。

三 バイオ燃料の導入に当たっては、生産・製造から消費までのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出削減効果を十分に評価した上で、供給安定性を確保することが重要であることにかんがみ、各地で行われている自主的な地産地消の取組を支援する等、国産バイオ燃料の生産拡大のための一層の支援策を拡充すること。

また、世界的な食糧価格の高騰を踏まえ、燃料と食糧の競合問題を引き起こすことなくバイオ燃料を安定的に供給できるよう、技術開発等の一層の推進に努めること。右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。○委員長(山根隆治君) ただいま藤末健三君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(山根隆治君) 全会一致と認めます。
よつて、藤末健三君提出の附帯決議案は全会一致
をもつて本委員会の決議とすることに決定いたし
ました。

ただいまの両決議に対し、甘利経済産業大臣か
ら発言を求められておりますので、この際、これ
を許します。甘利経済産業大臣。

○国務大臣(甘利明君) ただいま御決議のありま
した附帯決議につきましては、その趣旨を尊重
し、両法律案の実施に努めてまいりたいと考えて
おります。

○委員長(山根隆治君) なお、両案の審査報告書
の作成につきましては、これを委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山根隆治君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

次回は来る二十七日火曜日午前十時から開会す
ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三分散会

平成二十年六月二日印刷

平成二十年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C